

改正案	現行
<p>防衛省設置法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 防衛省の設置並びに任務及び所掌事務等</p> <p>第一節 防衛省の設置（第二条）</p> <p>第二節 防衛省の任務及び所掌事務（第三条・第四条）</p> <p>第三節 自衛隊（第五条・第六条）</p> <p>第三章 本省に置かれる職及び機関等</p> <p>第一節 特別な職（第七条）</p> <p>第二節 内部部局（第八条―第十二条）</p> <p>第三節 審議会等（第十三条）</p> <p>第四節 施設等機関（第十四条―第十八条）</p> <p>第五節 特別の機関（第十九条―第二十一条）</p> <p>第六節 職員（第二十二条）</p> <p>第四章 防衛施設庁</p> <p>第一節 設置並びに任務及び所掌事務</p> <p>第一款 設置（第三十三条）</p> <p>第二款 任務及び所掌事務（第三十四条・第三十五条）</p> <p>第二節 地方支分部局（第三十六条―第三十八条）</p> <p>第三節 職員（第三十九条）</p>	<p>防衛庁設置法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 防衛庁</p> <p>第一節 通則（第二条―第九条）</p> <p>第二節 本庁</p> <p>第一款 内部部局（第十条―第十六条）</p> <p>第二款 審議会等（第十六条の二―第十六条の五）</p> <p>第三款 施設等機関（第十七条―第二十条）</p> <p>第四款 特別の機関（第二十一条―第三十二条の二）</p> <p>第五款 職員（第二十三条―第三十八条）</p> <p>第三節 防衛施設庁</p> <p>第一款 通則（第三十九条―第五十一条）</p> <p>第二款 地方支分部局（第五十二条―第五十七条）</p> <p>第三款 職員（第五十八条）</p>

第五章 職員の職務遂行等（第四十条―第四十二条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、防衛省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務等を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

第二章 防衛省の設置並びに任務及び所掌事務等

第一節 防衛省の設置

（設置）

第二条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項の規定に基づいて、防衛省を設置する。

2| 防衛省の長は、防衛大臣とする。

第二節 防衛省の任務及び所掌事務

（任務）

第三条 防衛省は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つことを目的とし、これがため、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第二項から第四項までに規定する陸上自衛隊、海上自衛隊及び

第四節 職員（第五十九条―第六十一条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、防衛庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務等を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

第二章 防衛庁

第一節 通則

（設置）

第二条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第三項の規定に基づいて、内閣府の外局として、防衛庁を置く。

（長官）

第三条 防衛庁の長は、防衛庁長官（本章第三節を除き、以下「長官」という。）とし、國務大臣をもつて充てる。

（防衛庁の任務）

第四条 防衛庁は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つことを目的とし、これがため、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第二項から第四項までに規定する陸上自衛隊、海上自衛隊及び

航空自衛隊をいう。以下同じ。)を管理し、及び運営し、並びにこれに関する事務を行うことを任務とする。

2 防衛省は、前項に規定する任務のほか、条約に基づく外国軍隊の駐留及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定(以下「相互防衛援助協定」という。)の規定に基づくアメリカ合衆国政府の責務の本邦における遂行に伴う事務で他の行政機関の所掌に属しないものを適切に行うことを任務とする。

(所掌事務)

第四条 防衛省は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一七 (略)

八 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の規定による若年定年退職者給付金に関すること。

九 一三 (略)

二十四 駐留軍及び相互防衛援助協定に規定するアメリカ合衆国政府の責務を本邦において遂行する同国政府の職員(以下この条において「駐留軍等」という。)による又はそのための物品及び役務の調達に関する契約から生ずる紛争の処理に関すること。

二十五 駐留軍等及び諸機関(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(以下この条において「合衆国軍協定」という。)第十五条第一項(a)に規定する諸機関をいう。)のために労務に服する者の雇入れ、提供、解雇、労務管理、給与及び福利厚生に関すること。

航空自衛隊をいう。以下同じ。)を管理し、及び運営し、並びにこれに関する事務を行うことを任務とする。

2 防衛庁は、前項に規定する任務のほか、条約に基づく外国軍隊の駐留及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定(以下「相互防衛援助協定」という。)の規定に基づくアメリカ合衆国政府の責務の本邦における遂行に伴う事務で他の行政機関の所掌に属しないものを適切に行うことを任務とする。

(防衛庁の所掌事務)

第五条 防衛庁の所掌事務は、次のとおりとする。

一 一七 (略)

八 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の規定による若年定年退職者給付金に関すること。

九 一三 (略)

二十四 駐留軍及び相互防衛援助協定に規定するアメリカ合衆国政府の責務を本邦において遂行する同国政府の職員(以下「駐留軍等」という。)による又はそのための物品及び役務の調達に関する契約から生ずる紛争の処理に関すること。

二十五 駐留軍等及び諸機関(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(以下「合衆国軍協定」という。)第十五条第一項(a)に規定する諸機関をいう。)のために労務に服する者の雇入れ、提供、解雇、労務管理、給与及び福利厚生に関すること。

二十六～三十二 (略)

三十三 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき防衛省に属させられた事務

第三節 自衛隊

(自衛隊)

第五条 自衛隊の任務、自衛隊の部隊及び機関の組織及び編成、自衛隊に関する指揮監督、自衛隊の行動及び権限等は、自衛隊法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

(自衛官の定数)

第六条 自衛官の定数は、陸上自衛隊の自衛官（以下「陸上自衛官」という。）十五万六千二百二十二人、海上自衛隊の自衛官（以下「海上自衛官」という。）四万五千八百六人及び航空自衛隊の自衛官（以下「航空自衛官」という。）四万七千三百三十二人のほか、統合幕僚監部に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官四百七十六人並びに情報本部に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官千八百四十六人を加えた総計二十五万五千八百八十二人とする。

第三章 本省に置かれる職及び機関等

第一節 特別な職

(防衛参事官)

第七条 防衛省に、防衛参事官を置く。

2 防衛参事官は、命を受けて、防衛省の所掌事務に関する基本的方針の策定について防衛大臣を補佐する。

二十六～三十二 (略)

三十三 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき防衛庁に属させられた事務

第六条 削除

(自衛隊)

第七条 自衛隊の任務、自衛隊の部隊及び機関の組織及び編成、自衛隊に関する指揮監督、自衛隊の行動及び権限等については、自衛隊法の定めるところによる。

(自衛官の定数)

第八条 自衛官の定数は、陸上自衛隊の自衛官（以下「陸上自衛官」という。）十五万六千二百二十二人、海上自衛隊の自衛官（以下「海上自衛官」という。）四万五千八百六人及び航空自衛隊の自衛官（以下「航空自衛官」という。）四万七千三百三十二人のほか、統合幕僚監部に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官四百七十六人並びに情報本部に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官千八百四十六人を加えた総計二十五万五千八百八十二人とする。

(防衛参事官)

第九条 防衛庁に、防衛参事官を置く。

2 防衛参事官は、長官の命を受け、防衛庁の所掌事務に関する基本的方針の策定について長官を補佐する。

3 (略)

第二節 内部部局

(内部部局の所掌事務)

第八条 内部部局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第四条第一号に掲げる事務に関する基本及び調整に関すること。
- 二 第四条第二号及び第三号に掲げる事務に関する基本に関すること。
- 三 (略)
- 四 第四条第五号、第七号及び第十一号に掲げる事務
- 五 第四条第六号、第八号から第十号まで、第十二号から第十四号まで及び第十六号に掲げる事務に関する基本に関すること。
- 六 第四条第十九号に掲げる事務のうち、防衛及び警備の見地から特に重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、防衛省の所掌事務で他の機関の所掌に属しないもの
(官房長及び局長)

第九条 官房に、官房長を置く。

2 官房長及び局長は、防衛参事官をもつて充てる。

3 (略)

第二節 本庁

第一款 内部部局

(内部部局の所掌事務)

第十条 内部部局の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 第五条第一号に掲げる事務に関する基本及び調整に関すること。
- 二 第五条第二号及び第三号に掲げる事務に関する基本に関すること。
- 三 (略)
- 四 第五条第五号、第七号及び第十一号に掲げる事務
- 五 第五条第六号、第八号から第十号まで、第十二号から第十四号まで及び第十六号に掲げる事務に関する基本に関すること。
- 六 第五条第十九号に掲げる事務のうち、防衛及び警備の見地から特に重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、防衛庁の所掌事務で他の機関の所掌に属しないもの
(長官官房及び局)

第十一条 本庁に、長官官房を置くほか、内閣府設置法第五十三条第五項の政令で定めるところにより、局を置く。

2 長官官房に、官房長を置く。

3 官房長及び局長は、防衛参事官をもつて充てる。

第十二条及び第十三条 削除

(内部部局の職員)

第十条 内部部局に、書記官、部員その他所要の職員を置く。

2 書記官は、命を受けて、事務をつかさどる。

3 部員は、命を受けて、事務に参画する。

4 書記官は、内部部局の課長又は国家行政組織法第二十一条第三項若しくは第四項に規定する職のいずれかに充てられるものとする。

(内部部局における自衛官の勤務)

第十一条 防衛大臣は、必要があると認めるときは、陸上幕僚監部、海上幕僚監部若しくは航空幕僚監部又は第十九条第一項に規定する統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長若しくは航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の部隊若しくは機関（以下「部隊等」という。）に所属する自衛官を内部部局において勤務させることができる。

2 (略)

(官房長及び局長と幕僚長との関係)

第十二条 官房長及び局長は、その所掌事務に関し、次の事項について防衛大臣を補佐するものとする。

一 陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊又は統合幕僚監部に關する各般の方針及び基本的な実施計画の作成について防衛大臣の行う統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長（以下「幕僚長」という。）に対する指示

二 陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊又は統合幕僚監部に關する事項に關して幕僚長の作成した方針及び基本的な実施計画について防衛大臣の行う承認

三 陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊又は統合幕僚監部に

(内部部局の職員)

第十四条 内部部局に、書記官、部員その他所要の職員を置く。

2 書記官は、命を受け、事務をつかさどる。

3 部員は、命を受け、事務に参画する。

4 書記官は、内部部局の課長又は内閣府設置法第六十三条第三項若しくは第四項に規定する職のいずれかに充てられるものとする。

(内部部局における自衛官の勤務)

第十五条 長官は、必要があると認めるときは、陸上幕僚監部、海上幕僚監部若しくは航空幕僚監部又は第二十八条に規定する部隊若しくは機関（以下「部隊等」という。）に所属する自衛官を内部部局において勤務させることができる。

2 (略)

(官房長及び局長と幕僚長との関係)

第十六条 官房長及び局長は、その所掌事務に関し、次の事項について長官を補佐するものとする。

一 陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊又は統合幕僚監部に關する各般の方針及び基本的な実施計画の作成について長官の行う統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長（以下「幕僚長」という。）に対する指示

二 陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊又は統合幕僚監部に關する事項に關して幕僚長の作成した方針及び基本的な実施計画について長官の行う承認

三 陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊又は統合幕僚監部に

関し防衛大臣の行う一般的監督

第三節 審議会等

(設置)

第十三条 別に法律で定めるところにより防衛省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、当該審議会等については、それぞれ同表の下欄に掲げる法律(これらに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

名称	法律
自衛隊員倫理審査会	自衛隊員倫理法(平成十一年法律第三十号)
防衛施設中央審議会	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第四百十号)
捕虜資格認定等審査会	武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律(平成十六年法律第七号)
独立行政法人評価委員	独立行政法人通則法(平成十一年法律

関し長官の行う一般的監督

第四節 施設等機関

(設置)

第十四条 本省に、次の施設等機関を置く。

防衛大学校

防衛医科大学校

第二款 審議会等

(設置)

第十六条の二 別に法律で定めるところにより防衛庁に置かれる審議会等で本庁に置かれるものは、次のとおりとする。

自衛隊員倫理審査会

防衛施設中央審議会

捕虜資格認定等審査会

(自衛隊員倫理審査会)

第十六条の三 自衛隊員倫理審査会については、自衛隊員倫理法(平成十一年法律第百二十号。これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

(防衛施設中央審議会)

第十六条の四 防衛施設中央審議会については、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第百四十号。これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

(捕虜資格認定等審査会)

(防衛大学校)

第十五条 防衛大学校は、幹部自衛官（三等陸尉、三等海尉及び三等空尉以上の自衛官をいう。次条において同じ。）となるべき者の教育訓練をつかさどる。

2| 前項に規定するもののほか、防衛大学校は、同項の教育訓練を修了した者その他防衛大臣の定める者に対し、自衛隊の任務遂行に必要な理学及び工学並びに社会科学に関する高度の理論及び応用についての知識並びにこれらに関する研究能力を修得させるための教育訓練を行う。

3| 防衛大学校は、自衛隊法第百条の二の規定により防衛大臣が第一項に規定する者に準ずる外国人の教育訓練を受託した場合においては、当該教育訓練を実施する。

4| 防衛大学校の位置及び内部組織は、防衛省令で定める。
(防衛医科大学校)

第十六条 防衛医科大学校は、医師である幹部自衛官となるべき者の教育訓練をつかさどる。

2| 前項に規定するもののほか、防衛医科大学校は、同項の教育訓練を修了した者（次条において「防衛医科大学校卒業生」という。）その他防衛大臣の定める者に対し、自衛隊の任務遂行に必要な医学に関する高度の理論及び応用についての知識並びに

第十六条の五 捕虜資格認定等審査会については、武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第一百十七号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第三款 施設等機関

(防衛大学校)

第十七条 本庁に、防衛大学校を置く。

2| 防衛大学校は、幹部自衛官（三等陸尉、三等海尉及び三等空尉以上の自衛官をいう。次条において同じ。）となるべき者を教育訓練する機関とする。

3| 前項に規定するもののほか、防衛大学校は、同項の教育訓練を修了した者その他長官の定める者に対し、自衛隊の任務遂行に必要な理学及び工学並びに社会科学に関する高度の理論及び応用についての知識並びにこれらに関する研究能力を修得させるための教育訓練を行う。

4| 防衛大学校は、自衛隊法第百条の二の規定により長官が第二項に規定する者に準ずる外国人の教育訓練を受託した場合においては、当該教育訓練を実施する。

5| 防衛大学校の位置及び内部組織は、内閣府令で定める。
(防衛医科大学校)

第十八条 本庁に、防衛医科大学校を置く。

2| 防衛医科大学校は、医師である幹部自衛官となるべき者を教育訓練する機関とする。

3| 前項に規定するもののほか、防衛医科大学校は、同項の教育訓練を修了した者（次条において「防衛医科大学校卒業生」という。）その他長官の定める者に対し、自衛隊の任務遂行に必要な医学に関する高度の理論及び応用についての知識並びにこ

にこれらに関する研究能力を修得させるための教育訓練並びに臨床に関する教育訓練を行う。

3 | 第一項の教育訓練の修業年限は、六年とする。

4 | 第一項の教育訓練を受けることのできる者は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六条に規定する者とする。

5 | 防衛医科大学校の教員の資格については、学校教育法に基づき医学教育を行う大学の教員の資格の例による。

6 | 防衛医科大学校の位置、内部組織、設備、編制その他の事項は、防衛省令で定める。この場合において、学校教育法に基づき医学教育を行う大学の設備、編制その他に関する設置基準が定められている事項については、当該設置基準の例による。

（防衛医科大学校卒業生の医師国家試験受験資格）

第十七条 防衛医科大学校卒業生は、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十一条の規定の適用については、同条第一号に規定する者とみなす。

（学生）

第十八条 防衛大学校の学生（第十五条第一項の教育訓練を受けている者をいう。）及び防衛医科大学校の学生（第十六条第一項の教育訓練を受けている者をいう。）の員数は、防衛省の職員の定員外とする。

第五節 特別の機関

（設置）

第十九条 本省に、次の特別の機関を置く。

れらに関する研究能力を修得させるための教育訓練並びに臨床に関する教育訓練を行う。

4 | 第二項の教育訓練の修業年限は、六年とする。

5 | 第二項の教育訓練を受けることのできる者は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六条に規定する者とする。

6 | 防衛医科大学校の教員の資格については、学校教育法に基づき医学教育を行う大学の教員の資格の例による。

7 | 防衛医科大学校の位置、内部組織、設備、編制その他の事項については、内閣府令で定める。この場合において、学校教育法に基づき医学教育を行う大学の設備、編制その他に関する設置基準が定められている事項については、当該基準の例による。

（防衛医科大学校卒業生の医師国家試験受験資格）

第十九条 防衛医科大学校卒業生は、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十一条の規定の適用については、同条第一号に規定する者とみなす。

（学生）

第二十条 防衛大学校の学生（第十七条第二項の教育訓練を受けている者をいう。）及び防衛医科大学校の学生（第十八条第二項の教育訓練を受けている者をいう。）の員数は、防衛庁の職員の定員外とする。

第四款 特別の機関

統合幕僚監部

陸上幕僚監部

海上幕僚監部

航空幕僚監部

統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関

情報本部

技術研究本部

装備本部

2 | 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより防衛省に置かれる特別の機関で本省に置かれるものは、外国軍用品審判所とする。

(幕僚監部)

第二十条 統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空

幕僚監部（以下「幕僚監部」という。）は、それぞれの所掌事務に係る陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の隊務に関する防衛大臣の幕僚機関とする。

2 | 幕僚監部に、部及び課を置く。

3 | 前項に定めるもののほか、幕僚監部の内部組織は、政令で定める。

(幕僚長)

第二十一条 統合幕僚監部の長を統合幕僚長とし、陸上幕僚監部の長を陸上幕僚長とし、海上幕僚監部の長を海上幕僚長とし、

(幕僚監部)

第二十一条 本庁に、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部（以下「幕僚監部」という。）を置く。

2 | 幕僚監部は、それぞれの所掌事務に係る陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の隊務に関する長官の幕僚機関とする。

3 | 幕僚監部に、部及び課を置く。

4 | 前項に定めるもののほか、幕僚監部の内部組織は、政令で定める。

(幕僚長)

第二十二条 統合幕僚監部の長を統合幕僚長とし、陸上幕僚監部の長を陸上幕僚長とし、海上幕僚監部の長を海上幕僚長とし、

航空幕僚監部の長を航空幕僚長とする。

2 (略)

3 幕僚長は、防衛大臣の指揮監督を受け、幕僚監部の事務を掌理する。

(統合幕僚監部の所掌事務)

第二十二條 統合幕僚監部は、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊について、次に掲げる事務をつかさどる。

一 六 (略)

七 所掌事務に係る防衛大臣の定めた方針又は計画の執行に関すること。

八 その他防衛大臣の命じた事項に関すること。

(陸上幕僚監部等の所掌事務)

第二十三條 陸上幕僚監部は陸上自衛隊について、海上幕僚監部は海上自衛隊について、航空幕僚監部は航空自衛隊について、それぞれ次に掲げる事務をつかさどる。

一 六 (略)

七 防衛大臣の定めた方針又は計画の執行に関すること(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)

八 その他防衛大臣の命じた事項に関すること。

(幕僚監部の所掌事務の特例)

第二十四條 防衛大臣は、必要があると認める場合には、前二条の規定にかかわらず、一の幕僚監部の事務の一部を他の幕僚監部に処理させることができる。

(幕僚副長)

第二十五條 統合幕僚監部に統合幕僚副長を、陸上幕僚監部に陸上幕僚副長を、海上幕僚監部に海上幕僚副長を、航空幕僚監部

航空幕僚監部の長を航空幕僚長とする。

2 (略)

3 幕僚長は、長官の指揮監督を受け、幕僚監部の事務を掌理する。

(統合幕僚監部の所掌事務)

第二十三條 統合幕僚監部は、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊について、次の事務をつかさどる。

一 六 (略)

七 所掌事務に係る長官の定めた方針又は計画の執行に関すること。

八 その他長官の命じた事項に関すること。

(陸上幕僚監部等の所掌事務)

第二十四條 陸上幕僚監部は陸上自衛隊について、海上幕僚監部は海上自衛隊について、航空幕僚監部は航空自衛隊について、それぞれ次の事務をつかさどる。

一 六 (略)

七 長官の定めた方針又は計画の執行に関すること(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)

八 その他長官の命じた事項に関すること。

(幕僚監部の所掌事務の特例)

第二十五條 長官は、必要があると認める場合には、前二条の規定にかかわらず、一の幕僚監部の事務の一部を他の幕僚監部に処理させることができる。

(幕僚副長)

第二十六條 統合幕僚監部に統合幕僚副長を、陸上幕僚監部に陸上幕僚副長を、海上幕僚監部に海上幕僚副長を、航空幕僚監部

に航空幕僚副長を置く。統合幕僚副長は自衛官をもつて、陸上幕僚副長は陸上自衛官をもつて、海上幕僚副長は海上自衛官をもつて、航空幕僚副長は航空自衛官をもつて充てる。

2 (略)

(統合幕僚監部に附置する機関)

第二十六条 統合幕僚監部に、政令で定めるところにより、上級部隊指揮官又は上級幕僚としての職務の遂行に必要な自衛隊の統合運用に関する知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うとともに、自衛隊の統合運用に関する基本的な調査研究を行う機関を附置する。

2 前項に規定するもののほか、同項の機関は、自衛隊法第百条の二の規定により防衛大臣が受託した外国人の教育訓練で同項の知識及び技能と同種の知識及び技能を修得させるためのものを実施する。

(部隊等)

第二十七条 部隊等の組織及び編成又は所掌事務は、自衛隊法

(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

(情報本部)

第二十八条 情報本部は、第四条第一号から第三号までに掲げる事務に必要な情報の収集整理一般に関する事務をつかさどる。

に航空幕僚副長を置く。統合幕僚副長は自衛官をもつて、陸上幕僚副長は陸上自衛官をもつて、海上幕僚副長は海上自衛官をもつて、航空幕僚副長は航空自衛官をもつて充てる。

2 (略)

(統合幕僚監部に附置する機関)

第二十七条 統合幕僚監部に、政令で定めるところにより、上級部隊指揮官又は上級幕僚としての職務の遂行に必要な自衛隊の統合運用に関する知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うとともに、自衛隊の統合運用に関する基本的な調査研究を行う機関を附置する。

2 前項に規定するもののほか、同項の機関は、自衛隊法第百条の二の規定により長官が受託した外国人の教育訓練で同項の知識及び技能と同種の知識及び技能を修得させるためのものを実施する。

(部隊及び機関)

第二十八条 本庁に、統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関を置く。

2 前項の部隊の組織及び編成並びに機関の組織及び所掌事務は、自衛隊法の定めるところによる。

(情報本部)

第二十九条 本庁に、情報本部を置く。
2 情報本部は、第五条第一号から第三号までに掲げる事務に必

2 | (略)
3 | 情報本部の内部組織については、防衛省令で定める。

(技術研究本部)

第二十九条 技術研究本部は、自衛隊の装備品等についての技術的調査研究、考案、設計、試作及び試験並びに自衛隊において必要とされる事項についての科学的調査研究をつかさどる。

2 | 技術研究本部は、その事務に支障のない場合においては、委託を受け、その事務に関連する技術的調査研究、設計、試作及び試験をすることができ。

3 | 技術研究本部の内部組織は、政令で定める。

4 | 技術研究本部の位置は、防衛省令で定める。

5 | 技術研究本部に、政令で定めるところにより、研究所その他所要の機関を附置する。

(装備本部)

第三十条 装備本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自衛隊の装備品等及び役務についての取得（前条第一項に規定する考案、設計及び試作並びに次号に規定する調達をいう。）に関する事務の効果的かつ効率的な実施を図るための統一的な指針の作成に関すること。

二 自衛隊の装備品等及び役務で防衛大臣の定めるものの調達に関すること。

2 | 防衛大臣は、装備本部の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、装備本部の地方機関を置くことができる。

要な情報の収集整理一般に関する事務を行う機関とする。
3 | (略)
4 | 情報本部の内部組織については、内閣府令で定める。

(技術研究本部)

第三十条 本庁に、技術研究本部を置く。

2 | 技術研究本部は、自衛隊の装備品等についての技術的調査研究、考案、設計、試作及び試験並びに自衛隊において必要とされる事項についての科学的調査研究を行う機関とする。

3 | 技術研究本部は、その事務に支障のない場合においては、委託を受け、その事務に関連する技術的調査研究、設計、試作及び試験をすることができ。

4 | 技術研究本部の内部組織は、政令で定める。

5 | 技術研究本部の位置は、内閣府令で定める。

6 | 技術研究本部に、政令で定めるところにより、研究所その他所要の機関を附置する。

(装備本部)

第三十一条 本庁に、装備本部を置く。

2 | 装備本部は、次の事務をつかさどる。

一 自衛隊の装備品等及び役務についての取得（前条第二項に規定する考案、設計及び試作並びに次号に規定する調達をいう。）に関する事務の効果的かつ効率的な実施を図るための統一的な指針の作成に関すること。

二 自衛隊の装備品等及び役務で長官の定めるものの調達に関すること。

3 (略)

4 装備本部の位置並びに地方機関の名称、位置、所掌事務及び内部組織は、防衛省令で定める。

(外国軍用品審判所)

第三十一条 外国軍用品審判所については、武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第十六号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第六節 職員

(施設等機関等の職員)

第三十二条 本省に置かれる施設等機関及び特別の機関に、自衛官、事務官、技官、教官その他所要の職員を置くことができる。

3 (略)

4 装備本部の位置は、内閣府令で定める。

(地方機関)

第三十二条 装備本部の事務の一部を分掌させるため、所要の地に地方機関を置くことができる。

2 地方機関の名称、位置、所掌事務及び内部組織は、内閣府令で定める。

(外国軍用品審判所)

第三十二条の二 別に法律で定めるところにより防衛庁に置かれる特別の機関で本庁に置かれるものは、外国軍用品審判所とする。

2 外国軍用品審判所については、武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第十六号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第五款 職員

(施設等機関等の職員)

第三十三条 本庁に置かれる施設等機関及び特別の機関に、自衛官、事務官、技官、教官その他所要の職員を置くことができる。

第三十四条から第三十八条まで 削除

第三節 防衛施設庁

第一款 通則

第四章 防衛施設庁

第一節 設置並びに任務及び所掌事務

第一款 設置

第二十三条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて、防衛省に、防衛施設庁を置く。

2 防衛施設庁の長は、防衛施設庁長官とする。

第二款 任務及び所掌事務

(任務)

第二十四条 防衛施設庁は、防衛施設（第四条第十二号の所掌事務に係る施設及び同条第十九号の駐留軍の使用に供する施設及び区域をいう。）を取得し、その安定的な運用の確保を図ることを任務とする。

2 前項に規定するもののほか、防衛施設庁は、相互防衛援助協定の規定に基づくアメリカ合衆国政府の責務の本邦における遂行に伴う事務で他の行政機関の所掌に属しないものを適切に行うことを任務とする。

(設置)

第三十九条 内閣府設置法第四十九条第三項の規定に基づいて、防衛庁の機関として、防衛施設庁を置く。

(長官)

第四十条 防衛施設庁の長は、防衛施設庁長官とする。

2 防衛施設庁長官は、防衛施設庁の所掌事務について、防衛庁長官を経由し、内閣総理大臣に対し、案をそなえて、内閣府設置法第七条第三項の命令を発することを求めることができる。

(防衛施設庁の任務)

第四十一条 防衛施設庁は、防衛施設（第五条第十二号の所掌事務に係る施設及び同条第十九号の駐留軍の使用に供する施設及び区域をいう。）を取得し、その安定的な運用の確保を図ることを任務とする。

2 前項に定めるもののほか、防衛施設庁は、相互防衛援助協定の規定に基づくアメリカ合衆国政府の責務の本邦における遂行に伴う事務で他の行政機関の所掌に属しないものを適切に行うことを任務とする。

(所掌事務)

第三十五条 防衛施設庁は、前条の任務を達成するため、第四条第五号から第七号まで、第九号から第十二号まで、第十六号及び第十九号から第三十三号までに掲げる事務（第八条第六号に掲げるものを除く。）をつかさどる。

第二節 地方支分部局

(防衛施設局)

第三十六条 防衛施設庁に、地方支分部局として、防衛施設局を置く。

2 防衛施設局は、防衛施設庁の所掌事務を分掌する。

3 防衛施設局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

4 防衛施設局に、政令で定めるところにより、次長を置くことができる。

5 防衛施設局に、政令で定める数の範囲内において、防衛省令で定めるところにより、部を置くことができる。

6 前二項に定めるもののほか、防衛施設局の内部組織は、防衛省令で定める。

(支局その他の機関)

(防衛施設庁の所掌事務)

第四十二条 防衛施設庁は、前条の任務を達成するため、第五条第五号から第七号まで、第九号から第十二号まで、第十六号及び第十九号から第三十三号までに掲げる事務（第十条第六号に掲げるものを除く。）をつかさどる。

第四十三条から第五十一条まで 削除

第二款 地方支分部局

(防衛施設局)

第五十二条 防衛施設庁の地方支分部局として、防衛施設局を置く。

(所掌事務)

第五十三条 防衛施設局は、防衛施設庁の所掌事務を分掌する。

(名称、位置、管轄区域及び組織)

第五十四条 防衛施設局の名称、位置、管轄区域及び組織は、政令で定める。

第五十五条 削除

(支局その他の機関)

第三十七条 防衛施設局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、支局その他の機関を置く。

2 前項の支局その他の機関の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、防衛省令で定める。

(事務の委任)

第三十八条 防衛大臣は、防衛施設局の事務の一部を自衛隊の部隊又は機関の長に行わせることができる。

第三節 職員

(防衛施設庁の職員)

第三十九条 防衛施設庁に、自衛官、事務官、技官その他所要の職員を置くことができる。

第五章 職員の職務遂行等

(自衛官)

第四十条 自衛官は、命を受けて、自衛隊の隊務を行う。

(事務官、技官及び教官)

第四十一条 事務官は、命を受けて、事務に従事する。

2 技官は、命を受けて、技術(教育に関するものを除く。)に従事する。

3 教官は、命を受けて、教育に従事する。

(職員の身分取扱い)

第四十二条 この法律に定めるもののほか、防衛省に置かれる職員(防衛省に置かれる審議会、審査会その他の合議制の機関で政令で定めるものの委員及び第四条第二十四号又は第二十五号に掲げる事務に従事する職員で政令で定めるものを除く。)の

第五十六条 防衛施設局に、その所掌事務の一部を分掌させるため、支局その他の機関を置く。

2 前項の支局その他の機関の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、内閣府令で定める。

(事務の委任)

第五十七条 防衛庁長官は、防衛施設局の事務の一部を自衛隊の部隊又は機関の長に行なわせることができる。

第三款 職員

(防衛施設庁の職員)

第五十八条 防衛施設庁に、自衛官、事務官、技官その他所要の職員を置くことができる。

第四節 職員

(自衛官)

第五十九条 自衛官は、命を受け、自衛隊の隊務を行う。

(事務官、技官及び教官)

第六十条 事務官は、命を受け、事務に従事する。

2 技官は、命を受け、技術(教育に関するものを除く。)に従事する。

3 教官は、命を受け、教育に従事する。

(職員の身分取扱い)

第六十一条 この法律に定めるもののほか、防衛庁に置かれる職員(防衛庁に置かれる審議会、審査会その他の合議制の機関で政令で定めるものの委員(以下この条において「審議会等の委員」という。))及び第五条第二十四号又は第二十五号に掲げる

任免、分限、懲戒、服務その他人事管理に関する事項並びに階級及び服制は、自衛隊法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

附 則

1 (略)

(所掌事務の特例)

2 防衛省は、第四条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

(表略)

3 防衛施設庁は、第三十四条の任務を達成するため、第三十五条に規定する事務のほか、前項の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

(職員の身分取扱いの特例)

4 第四十二条の規定の適用については、平成二十年五月十六日までの間、同条中「第四条第二十四号又は第二十五号に掲げる事務」とあるのは、「第四条第二十四号に掲げる事務又は同条第二十五号に掲げる事務若しくは駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の規定による特別給付金に関する事務」とする。

5
5
18 (略)

事務に従事する職員で政令で定めるもの（以下この条において「調停職員等」という。）を除く。）の任免、分限、懲戒、服務その他人事管理に関する事項並びに階級及び服制については、自衛隊法の定めるところによる。

2 審議会等の委員（防衛施設庁に置かれる前項の政令で定めるものの委員に限る。）及び調停職員等の任免は、防衛施設庁長官又はその委任を受けた者が行う。

附 則

1 (略)

(所掌事務の特例)

2 防衛庁は、第五条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

(表略)

3 防衛施設庁は、第四十一条の任務を達成するため、第四十二条に規定する事務のほか、前項の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

(職員の身分取扱いの特例)

4 第六十一条の規定の適用については、平成二十年五月十六日までの間、同条第一項中「第五条第二十四号又は第二十五号に掲げる事務」とあるのは、「第五条第二十四号に掲げる事務又は同条第二十五号に掲げる事務若しくは駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の規定による特別給付金に関する事務」とする。

5
5
18 (略)

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「自衛隊」とは、<u>防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官及び防衛大臣秘書官並びに防衛省の事務次官及び防衛参事官並びに防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、統合幕僚監部、情報本部、技術研究本部、装備本部その他の機関（政令で定める合議制の機関を除く。）並びに陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊並びに防衛施設庁（政令で定める合議制の機関並びに防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第四条第二十四号又は第二十五号に掲げる事務をつかさどる部局及び職で政令で定めるものを除く。）を含むものとする。</u></p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 この法律（第九十四条の六第三号を除く。）において「隊員」とは、<u>防衛省の職員で、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣秘書官、第一項の政令で定める合議制の機関の委員、同項の政令で定める部局に勤務する職員及び同項の政令で定める職にある職員以外のものをいうものとする。</u></p> <p>（自衛隊の任務）</p> <p>第三条 自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとす</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「自衛隊」とは、<u>防衛庁長官（以下「長官」という。）</u>、<u>防衛庁副長官及び防衛庁長官政務官並びに防衛庁の事務次官及び防衛参事官並びに防衛庁本庁の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、統合幕僚監部、情報本部、技術研究本部、装備本部その他の機関（政令で定める合議制の機関を除く。）並びに陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊並びに防衛施設庁（政令で定める合議制の機関並びに防衛庁設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第五条第二十四号又は第二十五号に掲げる事務をつかさどる部局及び職で政令で定めるものを除く。）</u>を含むものとする。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 この法律において「隊員」とは、<u>防衛庁の職員で、長官、防衛庁副長官、防衛庁長官政務官、第一項の政令で定める合議制の機関の委員、同項の政令で定める部局に勤務する職員及び同項の政令で定める職にある職員以外のものをいうものとする。</u></p> <p>（自衛隊の任務）</p> <p>第三条 自衛隊は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当るものとす</p>

する。

2 | 自衛隊は、前項に規定するもののほか、同項の主たる任務の遂行に支障を生じない限度において、かつ、武力による威嚇又は武力の行使に当たらない範囲において、次に掲げる活動であつて、別に法律で定めるところにより自衛隊が実施することとされるものを行うことを任務とする。

一 | 我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対応して行う我が国の平和及び安全の確保に資する活動

二 | 国際連合を中心とした国際平和のための取組への寄与その他の国際協力の推進を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の維持に資する活動

3 | 陸上自衛隊は主として陸において、海上自衛隊は主として海において、航空自衛隊は主として空においてそれぞれ行動することを任務とする。

(表彰)

第五条 隊員又は防衛省本省の防衛大学校、防衛医科大学校、情報本部、技術研究本部、装備本部その他の政令で定める機関、自衛隊の部隊若しくは機関若しくは防衛施設庁の地方支分部局で、功績があつたものに対しては防衛大臣又はその委任を受けた者が、特に顕著な功績があつたものに対しては内閣総理大臣が表彰する。

2 (略)

(礼式)

第六条 自衛隊の礼式は、防衛省令の定めるところによる。

(防衛大臣の指揮監督権)

る。

2 | 陸上自衛隊は主として陸において、海上自衛隊は主として海において、航空自衛隊は主として空においてそれぞれ行動することを任務とする。

(表彰)

第五条 隊員又は防衛庁本庁の防衛大学校、防衛医科大学校、情報本部、技術研究本部、装備本部その他の政令で定める機関、自衛隊の部隊若しくは機関若しくは防衛施設庁の地方支分部局で、功績があつたものに対しては長官又はその委任を受けた者が、特に顕著な功績があつたものに対しては内閣総理大臣が表彰する。

2 (略)

(礼式)

第六条 自衛隊の礼式は、内閣府令の定めるところによる。

(長官の指揮監督権)

第八条 防衛大臣は、この法律の定めるところに従い、自衛隊の隊務を統括する。ただし、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊及び機関（以下「部隊等」という。）に対する防衛大臣の指揮監督は、次の各号に掲げる隊務の区分に応じ、当該各号に定める者を通じて行うものとする。

一～四 （略）

（幕僚長の職務）

第九条 統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長（以下「幕僚長」という。）は、防衛大臣の指揮監督を受け、それぞれ前条各号に掲げる隊務及び統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の隊員の服務を監督する。

2 幕僚長は、それぞれ前条各号に掲げる隊務に関し最高の専門的助言者として防衛大臣を補佐する。

3 幕僚長は、それぞれ、前条各号に掲げる隊務に関し、部隊等に対する防衛大臣の命令を執行する。

（編成）

第十条 陸上自衛隊の部隊は、方面隊その他の防衛大臣直轄部隊とする。

2～4 （略）

（方面総監）

第十一条 （略）

2 方面総監は、防衛大臣の指揮監督を受け、方面隊の隊務を統括する。

（部隊の長）

第十四条 方面隊、師団及び旅団以外の部隊の長は、防衛大臣の定めるところにより、上官の指揮監督を受け、当該部隊の隊務

第八条 長官は、内閣総理大臣の指揮監督を受け、自衛隊の隊務を統括する。ただし、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊及び機関（以下「部隊等」という。）に対する長官の指揮監督は、次の各号に掲げる隊務の区分に応じ、当該各号に定める者を通じて行うものとする。

一～四 （略）

（幕僚長の職務）

第九条 統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長（以下「幕僚長」という。）は、長官の指揮監督を受け、それぞれ前条各号に掲げる隊務及び統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の隊員の服務を監督する。

2 幕僚長は、それぞれ前条各号に掲げる隊務に関し最高の専門的助言者として長官を補佐する。

3 幕僚長は、それぞれ、前条各号に掲げる隊務に関し、部隊等に対する長官の命令を執行する。

（編成）

第十条 陸上自衛隊の部隊は、方面隊その他の長官直轄部隊とする。

2～4 （略）

（方面総監）

第十一条 （略）

2 方面総監は、長官の指揮監督を受け、方面隊の隊務を統括する。

（部隊の長）

第十四条 方面隊、師団及び旅団以外の部隊の長は、長官の定めるところにより、上官の指揮監督を受け、当該部隊の隊務を統

を統括する。

(編成)

第十五条 海上自衛隊の部隊は、自衛艦隊、地方隊、教育航空集団、練習艦隊その他の防衛大臣直轄部隊とする。

258 (略)

(自衛艦隊司令官)

第十六条 (略)

2 自衛艦隊司令官は、防衛大臣の指揮監督を受け、自衛艦隊の隊務を統括する。

(地方総監)

第十七条 (略)

2 地方総監は、防衛大臣の指揮監督を受け、地方隊の隊務(自衛艦隊その他の防衛大臣直轄部隊に対する補給その他防衛大臣の定める事項を含む。)を統括する。

(教育航空集団司令官)

第十七条の二 (略)

2 教育航空集団司令官は、防衛大臣の指揮監督を受け、教育航空集団の隊務を統括する。

(練習艦隊司令官)

第十七条の三 (略)

2 練習艦隊司令官は、防衛大臣の指揮監督を受け、練習艦隊の隊務を統括する。

(部隊の長)

第十八条 自衛艦隊、護衛艦隊、航空集団、潜水艦隊、地方隊、教育航空集団及び練習艦隊以外の部隊の長は、防衛大臣の定めるところにより、上官の指揮監督を受け、当該部隊の隊務を統

括する。

(編成)

第十五条 海上自衛隊の部隊は、自衛艦隊、地方隊、教育航空集団、練習艦隊その他の長官直轄部隊とする。

258 (略)

(自衛艦隊司令官)

第十六条 (略)

2 自衛艦隊司令官は、長官の指揮監督を受け、自衛艦隊の隊務を統括する。

(地方総監)

第十七条 (略)

2 地方総監は、長官の指揮監督を受け、地方隊の隊務(自衛艦隊その他の長官直轄部隊に対する補給その他長官の定める事項を含む。)を統括する。

(教育航空集団司令官)

第十七条の二 (略)

2 教育航空集団司令官は、長官の指揮監督を受け、教育航空集団の隊務を統括する。

(練習艦隊司令官)

第十七条の三 (略)

2 練習艦隊司令官は、長官の指揮監督を受け、練習艦隊の隊務を統括する。

(部隊の長)

第十八条 自衛艦隊、護衛艦隊、航空集団、潜水艦隊、地方隊、教育航空集団及び練習艦隊以外の部隊の長は、長官の定めるところにより、上官の指揮監督を受け、当該部隊の隊務を統括す

括する。

(編成)

第二十条 航空自衛隊の部隊は、航空総隊、航空支援集団、航空教育集団、航空開発実験集団その他の防衛大臣直轄部隊とする。

2～8 (略)

(航空総隊司令官)

第二十条の二 (略)

2 航空総隊司令官は、防衛大臣の指揮監督を受け、航空総隊の隊務を統括する。

(航空支援集団司令官)

第二十条の三 (略)

2 航空支援集団司令官は、防衛大臣の指揮監督を受け、航空支援集団の隊務を統括する。

(航空教育集団司令官)

第二十条の四 (略)

2 航空教育集団司令官は、防衛大臣の指揮監督を受け、航空教育集団の隊務を統括する。

(航空開発実験集団司令官)

第二十条の五 (略)

2 航空開発実験集団司令官は、防衛大臣の指揮監督を受け、航空開発実験集団の隊務を統括する。

(部隊の長)

第二十条の九 航空総隊、航空支援集団、航空教育集団、航空開発実験集団、航空方面隊、航空混成団及び航空団以外の部隊の長は、防衛大臣の定めるところにより、上官の指揮監督を受け

る。

(編成)

第二十条 航空自衛隊の部隊は、航空総隊、航空支援集団、航空教育集団、航空開発実験集団その他の長官直轄部隊とする。

2～8 (略)

(航空総隊司令官)

第二十条の二 (略)

2 航空総隊司令官は、長官の指揮監督を受け、航空総隊の隊務を統括する。

(航空支援集団司令官)

第二十条の三 (略)

2 航空支援集団司令官は、長官の指揮監督を受け、航空支援集団の隊務を統括する。

(航空教育集団司令官)

第二十条の四 (略)

2 航空教育集団司令官は、長官の指揮監督を受け、航空教育集団の隊務を統括する。

(航空開発実験集団司令官)

第二十条の五 (略)

2 航空開発実験集団司令官は、長官の指揮監督を受け、航空開発実験集団の隊務を統括する。

(部隊の長)

第二十条の九 航空総隊、航空支援集団、航空教育集団、航空開発実験集団、航空方面隊、航空混成団及び航空団以外の部隊の長は、長官の定めるところにより、上官の指揮監督を受け、当

、当該部隊の隊務を統括する。

(特別の部隊の編成)

第二十二條 (略)

2 防衛大臣は、第七十七條の四の規定による国民保護等派遣、第八十二條の規定による海上における警備行動、第八十二條の二第一項の規定による弾道ミサイル等に対する破壊措置、第八十三條第二項の規定による災害派遣、第八十三條の二の規定による地震防災派遣、第八十三條の三の規定による原子力災害派遣、訓練その他の事由により必要がある場合には、特別の部隊を臨時に編成し、又は所要の部隊をその隷属する指揮官以外の指揮官の一部指揮下に置くことができる。

3 前二項の規定により編成され、又は同一指揮官の下に置かれる部隊が陸上自衛隊の部隊、海上自衛隊の部隊又は航空自衛隊の部隊のいずれか二以上から成る場合における当該部隊の運用に係る防衛大臣の指揮は、統合幕僚長を通じて行い、これに関する防衛大臣の命令は、統合幕僚長が執行するものとするほか、当該部隊に対する防衛大臣の指揮監督について幕僚長の行う職務に関しては、防衛大臣の定めるところによる。

(機関)

第二十四條 防衛省本省に置かれる陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の機関の種類は、次のとおりとする。ただし、その一部を置かないことができる。

一 四 (略)

2 5 (略)

6 前項の規定により共同の機関が置かれた場合における当該機関に対する防衛大臣の指揮監督について幕僚長の行う職務に関

該部隊の隊務を統括する。

(特別の部隊の編成)

第二十二條 (略)

2 長官は、第七十七條の四の規定による国民保護等派遣、第八十二條の規定による海上における警備行動、第八十二條の二第一項の規定による弾道ミサイル等に対する破壊措置、第八十三條第二項の規定による災害派遣、第八十三條の二の規定による地震防災派遣、第八十三條の三の規定による原子力災害派遣、訓練その他の事由により必要がある場合には、特別の部隊を臨時に編成し、又は所要の部隊をその隷属する指揮官以外の指揮官の一部指揮下に置くことができる。

3 前二項の規定により編成され、又は同一指揮官の下に置かれる部隊が陸上自衛隊の部隊、海上自衛隊の部隊又は航空自衛隊の部隊のいずれか二以上から成る場合における当該部隊の運用に係る長官の指揮は、統合幕僚長を通じて行い、これに関する長官の命令は、統合幕僚長が執行するものとするほか、当該部隊に対する長官の指揮監督について幕僚長の行う職務に関しては、長官の定めるところによる。

(機関)

第二十四條 防衛庁本庁に置かれる陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の機関の種類は、次のとおりとする。ただし、その一部を置かないことができる。

一 四 (略)

2 5 (略)

6 前項の規定により共同の機関が置かれた場合における当該機関に対する長官の指揮監督について幕僚長の行う職務に関

しては、防衛大臣の定めるところによる。

(学校)

第二十五条 (略)

2 前項に規定するもののほか、学校は、第百条の二の規定により防衛大臣が受託した外国人及び技術者の教育訓練で前項の知識及び技能と同種の知識及び技能を修得させるためのものを実施する。

3 (略)

4 校長は、防衛大臣の定めるところにより、校務を掌理する。

5 (略)

(補給処)

第二十六条 (略)

2 (略)

3 処長は、防衛大臣の定めるところにより、処務を掌理する。ただし、防衛大臣は、必要があると認める場合には、方面総監に陸上自衛隊の補給処の処長を指揮監督させることができる。

4・5 (略)

(病院)

第二十七条 (略)

2 (略)

3 病院長は、防衛大臣の定めるところにより、院務を掌理する。ただし、防衛大臣は、必要があると認める場合には、方面総監、地方総監又は航空総隊司令官に指揮監督させることができる。

(研究本部)

第二十七条の二 (略)

は、長官の定めるところによる。

(学校)

第二十五条 (略)

2 前項に規定するもののほか、学校は、第百条の二の規定により長官が受託した外国人及び技術者の教育訓練で前項の知識及び技能と同種の知識及び技能を修得させるためのものを実施する。

3 (略)

4 校長は、長官の定めるところにより、校務を掌理する。

5 (略)

(補給処)

第二十六条 (略)

2 (略)

3 処長は、長官の定めるところにより、処務を掌理する。ただし、長官は、必要があると認める場合には、方面総監に陸上自衛隊の補給処の処長を指揮監督させることができる。

4・5 (略)

(病院)

第二十七条 (略)

2 (略)

3 病院長は、長官の定めるところにより、院務を掌理する。ただし、長官は、必要があると認める場合には、方面総監、地方総監又は航空総隊司令官に指揮監督させることができる。

(研究本部)

第二十七条の二 (略)

2 (略)

3 研究本部長は、防衛大臣の定めるところにより、部務を掌理する。

(補給統制本部)

第二十七条の三 補給統制本部においては、陸上自衛隊における第二十六条第一項に規定する事務の実施の企画、総合調整及び統制業務並びに同項に規定する調達の事務のうち防衛大臣が定めるものを行う。

2 (略)

3 補給統制本部長は、防衛大臣の定めるところにより、部務を掌理する。

(補給本部)

第二十七条の四 補給本部においては、海上自衛隊又は航空自衛隊における第二十六条第一項に規定する事務の実施の企画及び総合調整並びに海上自衛隊又は航空自衛隊の補給処の管理を行うとともに、海上自衛隊の補給本部においては、同項に規定する調達の事務のうち防衛大臣が定めるものを行う。

2 (略)

3 補給本部長は、防衛大臣の定めるところにより、部務を掌理する。ただし、防衛大臣は、必要があると認める場合には、自衛艦隊司令官又は航空総隊司令官に指揮監督させることができる。

(特別の事務)

第二十八条 防衛大臣は、必要があると認めるときは、校長、処長、病院長、研究本部長、補給統制本部長又は補給本部長に校務、処務、院務又は部務以外の事務を処理させることができる。

2 (略)

3 研究本部長は、長官の定めるところにより、部務を掌理する。

(補給統制本部)

第二十七条の三 補給統制本部においては、陸上自衛隊における第二十六条第一項に規定する事務の実施の企画、総合調整及び統制業務並びに同項に規定する調達の事務のうち長官が定めるものを行う。

2 (略)

3 補給統制本部長は、長官の定めるところにより、部務を掌理する。

(補給本部)

第二十七条の四 補給本部においては、海上自衛隊又は航空自衛隊における第二十六条第一項に規定する事務の実施の企画及び総合調整並びに海上自衛隊又は航空自衛隊の補給処の管理を行うとともに、海上自衛隊の補給本部においては、同項に規定する調達の事務のうち長官が定めるものを行う。

2 (略)

3 補給本部長は、長官の定めるところにより、部務を掌理する。ただし、長官は、必要があると認める場合には、自衛艦隊司令官又は航空総隊司令官に指揮監督させることができる。

(特別の事務)

第二十八条 長官は、必要があると認めるときは、校長、処長、病院長、研究本部長、補給統制本部長又は補給本部長に校務、処務、院務又は部務以外の事務を処理させることができる。こ

。この場合においては、防衛大臣は、これらの事務について方面総監、師団長、旅団長、自衛艦隊司令官、地方総監又は航空総隊司令官に校長、処長、病院長、研究本部長、補給統制本部長又は補給本部長を指揮監督させることができる。

(地方協力本部)

第二十九条 地方協力本部においては、地方における涉外及び広報、自衛官の募集その他防衛大臣の定める事務を行う。

2 (略)

3 地方協力本部長は、防衛大臣の定めるところにより、方面総監の指揮監督を受け、部務を掌理する。

(捕虜收容所)

第二十九条の二 捕虜收容所においては、武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律(平成十六年法律第一百七号)の規定による捕虜等の抑留及び送還のほか、防衛大臣の定める事務を行う。

2 (略)

3 所長は、防衛大臣の定めるところにより、所務を掌理する。
(任命権者及び人事管理の基準)

第三十一条 隊員の任用、休職、復職、退職、免職、補職及び懲戒処分は、防衛大臣又はその委任を受けた者(防衛施設庁の職員である隊員(防衛施設庁長官及び自衛官を除く。))については、防衛施設庁長官又はその委任を受けた者が行う。

2 隊員の任免、分限、懲戒、服務その他人事管理に関する基準は、防衛大臣が定める。

(服制)

第三十三条 自衛官、予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官

の場合においては、長官は、これらの事務について方面総監、師団長、旅団長、自衛艦隊司令官、地方総監又は航空総隊司令官に校長、処長、病院長、研究本部長、補給統制本部長又は補給本部長を指揮監督させることができる。

(地方協力本部)

第二十九条 地方協力本部においては、地方における涉外及び広報、自衛官の募集その他長官の定める事務を行う。

2 (略)

3 地方協力本部長は、長官の定めるところにより、方面総監の指揮監督を受け、部務を掌理する。

(捕虜收容所)

第二十九条の二 捕虜收容所においては、武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律(平成十六年法律第一百七号)の規定による捕虜等の抑留及び送還のほか、長官の定める事務を行う。

2 (略)

3 所長は、長官の定めるところにより、所務を掌理する。
(任命権者及び人事管理の基準)

第三十一条 隊員の任用、休職、復職、退職、免職、補職及び懲戒処分は、長官又はその委任を受けた者(防衛施設庁の職員である隊員(防衛施設庁長官及び自衛官を除く。))については、防衛施設庁長官又はその委任を受けた者が行う。

2 隊員の任免、分限、懲戒、服務その他人事管理に関する基準は、長官が定める。

(服制)

第三十三条 自衛官、予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官

補、防衛大学校の学生（防衛省設置法第十五条第一項の教育訓練を受けている者をいう。）、防衛医科大学校の学生（同法第十六条第一項の教育訓練を受けている者をいう。）その他その勤務の性質上制服を必要とする隊員の服制は、防衛省令で定める。

（隊員の採用）

第三十五条（略）

2 前項の試験及び選考その他隊員の採用の方法及び手続に關し必要な事項は、防衛省令で定める。

（陸士長等、海士長等及び空士長等の任用期間並びにその延長）

第三十六条 陸士長、一等陸士、二等陸士及び三等陸士（以下「陸士長等」という。）は二年を、海士長、一等海士、二等海士及び三等海士（以下「海士長等」という。）並びに空士長、一等空士、二等空士及び三等空士（以下「空士長等」という。）は三年を任用期間として任用されるものとする。ただし、防衛大臣の定める特殊の技術を必要とする職務を担当する陸士長等は、その志願に基き、三年を任用期間として任用されることができる。

2 前項の規定は、陸士長等、海士長等又は空士長等で、志願に基き陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者の指定を受けた者のうち防衛大臣の定めるものについては、適用しない。

3 第一項の任用期間の起算日は、採用の日とする。ただし、三等陸曹、三等海曹又は三等空曹以上の階級から降任された場合にあつては降任の日、前項に規定する陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者の指定を受けた者のうち防衛大臣の定めるもの

補、防衛大学校の学生（防衛庁設置法第十七条第二項の教育訓練を受けている者をいう。）、防衛医科大学校の学生（同法第十八条第二項の教育訓練を受けている者をいう。）その他その勤務の性質上制服を必要とする隊員の服制は、内閣府令で定める。

（隊員の採用）

第三十五条（略）

2 前項の試験及び選考その他隊員の採用の方法及び手続に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

（陸士長等、海士長等及び空士長等の任用期間並びにその延長）

第三十六条 陸士長、一等陸士、二等陸士及び三等陸士（以下「陸士長等」という。）は二年を、海士長、一等海士、二等海士及び三等海士（以下「海士長等」という。）並びに空士長、一等空士、二等空士及び三等空士（以下「空士長等」という。）は三年を任用期間として任用されるものとする。ただし、長官の定める特殊の技術を必要とする職務を担当する陸士長等は、その志願に基き、三年を任用期間として任用されることができる。

2 前項の規定は、陸士長等、海士長等又は空士長等で、志願に基き陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者の指定を受けた者のうち長官の定めるものについては、適用しない。

3 第一項の任用期間の起算日は、採用の日とする。ただし、三等陸曹、三等海曹又は三等空曹以上の階級から降任された場合にあつては降任の日、前項に規定する陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者の指定を受けた者のうち長官の定めるものがそ

がその指定を取り消された場合にあつては当該指定を取り消された日とする。

4 防衛大臣は、陸士長等、海士長等又は空士長等の任用期間が満了した場合において、当該陸士長等、海士長等又は空士長等が志願をしたときは、引き続き二年を任用期間としてこれを任用することができる。この場合における任用期間の起算日は、引き続き任用された日とする。

5 防衛大臣は、任用期間を定めて任用されている陸士長等、海士長等又は空士長等が任用期間が満了したことにより退職することが自衛隊の任務の遂行に重大な支障を及ぼすと認める場合には、当該陸士長等、海士長等又は空士長等が第七十六条第一項の規定による防衛出動を命ぜられている場合にあつては一年以内、その他の場合にあつては六月以内の期間を限つて、任用期間を延長することができる。

(自衛官以外の隊員の任期を定めた採用)

第三十六条の二 第三十一条第一項の規定により隊員の任免について権限を有する者(以下「任命権者」という。)は、第三十五条の規定にかかわらず、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、防衛大臣の承認を得て、選考により、任期を定めて自衛官以外の隊員(法律により任期を定めて任用することとされている官職を占める隊員及び非常勤の隊員を除く。以下この条から第三十六条の四までにおいて同じ。)を採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有

の指定を取り消された場合にあつては当該指定を取り消された日とする。

4 長官は、陸士長等、海士長等又は空士長等の任用期間が満了した場合において、当該陸士長等、海士長等又は空士長等が志願をしたときは、引き続き二年を任用期間としてこれを任用することができる。この場合における任用期間の起算日は、引き続き任用された日とする。

5 長官は、任用期間を定めて任用されている陸士長等、海士長等又は空士長等が任用期間が満了したことにより退職することが自衛隊の任務の遂行に重大な支障を及ぼすと認める場合には、当該陸士長等、海士長等又は空士長等が第七十六条第一項の規定による防衛出動を命ぜられている場合にあつては一年以内、その他の場合にあつては六月以内の期間を限つて、任用期間を延長することができる。

(自衛官以外の隊員の任期を定めた採用)

第三十六条の二 第三十一条第一項の規定により隊員の任免について権限を有する者(以下「任命権者」という。)は、第三十五条の規定にかかわらず、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、長官の承認を得て、選考により、任期を定めて自衛官以外の隊員(法律により任期を定めて任用することとされている官職を占める隊員及び非常勤の隊員を除く。以下この条から第三十六条の四までにおいて同じ。)を採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有

する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限つて従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、防衛大臣の承認を得て、選考により、任期を定めて自衛官以外の隊員を採用することができる。

一（三）（略）

第三十六条の四 任命権者は、第三十六条の二各項の規定により任期を定めて採用された自衛官以外の隊員（次条において「任期付隊員」という。）の任期が五年に満たない場合にあつては、防衛大臣の承認を得て、採用した日から五年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

2（略）

第三十六条の五 任命権者は、任期付隊員が採用時に占めていた官職においてその有する高度の専門的な知識経験又は優れた識見を活用して従事していた業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の官職（自衛官をもつて充てることとされるものを除く。以下この条において同じ。）に任用する場合その他任期付隊員を任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限り、防衛大臣の承認を得て、任期付隊員を、その任期中、他の官職に任用することができる。

（研究員の任期を定めた採用）

第三十六条の六 任命権者は、第三十五条の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、選考により、任期を定めて自衛官以外の隊員（防衛省本省の機関又は部隊等の長その他の政令で定める官職を占める隊員及び非常勤の隊員を除く。第四項において同

する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限つて従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、長官の承認を得て、選考により、任期を定めて自衛官以外の隊員を採用することができる。

一（三）（略）

第三十六条の四 任命権者は、第三十六条の二各項の規定により任期を定めて採用された自衛官以外の隊員（次条において「任期付隊員」という。）の任期が五年に満たない場合にあつては、長官の承認を得て、採用した日から五年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

2（略）

第三十六条の五 任命権者は、任期付隊員が採用時に占めていた官職においてその有する高度の専門的な知識経験又は優れた識見を活用して従事していた業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の官職（自衛官をもつて充てることとされるものを除く。以下この条において同じ。）に任用する場合その他任期付隊員を任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限り、長官の承認を得て、任期付隊員を、その任期中、他の官職に任用することができる。

（研究員の任期を定めた採用）

第三十六条の六 任命権者は、第三十五条の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、選考により、任期を定めて自衛官以外の隊員（防衛庁本庁の機関又は部隊等の長その他の政令で定める官職を占める隊員及び非常勤の隊員を除く。第四項において同

じ。）を採用することができる。

一 研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者を招へいして、当該研究分野に係る高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務（技術研究本部その他の防衛省本省の機関又は部隊等において行う試験研究に関する業務をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従事させる場合

二（略）

2 任命権者は、前項第一号の規定により任期を定めた採用を行う場合には、防衛大臣の承認を得なければならない。

3 任命権者は、第一項第二号の規定により任期を定めた採用を行う場合には、防衛大臣の定めるところにより定めた採用計画に基づいてしなければならない。この場合において、当該採用計画には、その対象となる研究業務及び選考の手続を定めるものとする。

4（略）

第三十六条の七 前条第一項第一号に規定する場合における任期は、五年を超えない範囲内で任命権者が定める。ただし、特に五年を超える任期を定める必要があると認める場合には、防衛大臣の承認を得て、七年（特別の計画に基づき期間を定めて実施される研究業務に従事させる場合にあつては、十年）を超えない範囲内で任期を定めることができる。

2 前条第一項第二号に規定する場合における任期は、三年（研究業務の性質上特に必要がある場合で、防衛大臣の承認を得たときは、五年）を超えない範囲内で任命権者が定める。

3（略）

じ。）を採用することができる。

一 研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者を招へいして、当該研究分野に係る高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務（技術研究本部その他の防衛庁本庁の機関又は部隊等において行う試験研究に関する業務をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従事させる場合

二（略）

2 任命権者は、前項第一号の規定により任期を定めた採用を行う場合には、長官の承認を得なければならない。

3 任命権者は、第一項第二号の規定により任期を定めた採用を行う場合には、長官の定めるところにより定めた採用計画に基づいてなければならない。この場合において、当該採用計画には、その対象となる研究業務及び選考の手続を定めるものとする。

4（略）

第三十六条の七 前条第一項第一号に規定する場合における任期は、五年を超えない範囲内で任命権者が定める。ただし、特に五年を超える任期を定める必要があると認める場合には、長官の承認を得て、七年（特別の計画に基づき期間を定めて実施される研究業務に従事させる場合にあつては、十年）を超えない範囲内で任期を定めることができる。

2 前条第一項第二号に規定する場合における任期は、三年（研究業務の性質上特に必要がある場合で、長官の承認を得たときは、五年）を超えない範囲内で任命権者が定める。

3（略）

第三十六条の八 任命権者は、第三十六条の六第一項第一号の規定により任期を定めて採用された隊員の任期が五年に満たない場合にあつては採用した日から五年、同項第二号の規定により任期を定めて採用された隊員の任期が三年に満たない場合（前条第二項の防衛大臣の承認を得て任期が定められた場合を除く。）にあつては採用した日から三年、当該隊員のうち同項の防衛大臣の承認を得て任期が定められた隊員の任期が五年に満たない場合にあつては採用した日から五年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

2 (略)

(隊員の昇任)

第三十七条 (略)

2 前項の選考及び試験その他隊員の昇任の方法及び手続に關し必要な事項は、防衛省令で定める。

(欠格条項)

第三十八条 (略)

2 隊員は、前項各号の一に該当するに至つたときは、防衛省令で定める場合を除き、当然失職する。

(条件附採用)

第四十一条 (略)

2 条件附採用に關し必要な事項及び条件附採用期間であつて六月をこえる期間を要するものについては、防衛省令で定める。

(自衛官以外の隊員の定年及び定年による退職の特例)

第四十四条の二 隊員（自衛官を除く。以下この条、次条及び第四十四条の五において同じ。）は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日又は防衛大臣があ

第三十六条の八 任命権者は、第三十六条の六第一項第一号の規定により任期を定めて採用された隊員の任期が五年に満たない場合にあつては採用した日から五年、同項第二号の規定により任期を定めて採用された隊員の任期が三年に満たない場合（前条第二項の長官の承認を得て任期が定められた場合を除く。）にあつては採用した日から三年、当該隊員のうち同項の長官の承認を得て任期が定められた隊員の任期が五年に満たない場合にあつては採用した日から五年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

2 (略)

(隊員の昇任)

第三十七条 (略)

2 前項の選考及び試験その他隊員の昇任の方法及び手続に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

(欠格条項)

第三十八条 (略)

2 隊員は、前項各号の一に該当するに至つたときは、内閣府令で定める場合を除き、当然失職する。

(条件附採用)

第四十一条 (略)

2 条件附採用に關し必要な事項及び条件附採用期間であつて六月をこえる期間を要するものについては、内閣府令で定める。

(自衛官以外の隊員の定年及び定年による退職の特例)

第四十四条の二 隊員（自衛官を除く。以下この条、次条及び第四十四条の五において同じ。）は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日又は長官があら

らかじめ指定する日のいずれか早い日（次条及び第四十四条の四において「定年退職日」という。）に退職する。

2・3 (略)

第四十四条の三 (略)

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認められる十分な理由があるときは、防衛大臣の定めるところにより、一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、当該隊員に係る定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

(自衛官の定年及び定年による退職の特例)

第四十五条 (略)

2 (略)

3 防衛大臣は、自衛官が定年に達したことにより退職することが自衛隊の任務の遂行に重大な支障を及ぼすと認めるときは、当該自衛官が第七十六条第一項の規定により防衛出動を命ぜられていた場合にあつては一年以内の期間を限り、その他の場合にあつては六月以内の期間を限り、当該自衛官が定年に達した後も引き続き自衛官として勤務させることができる。

(自衛官への定年退職者等の再任用)

第四十五条の二 任命権者は、前条第一項の規定により退職した者又は同条第三項の規定により勤務した後退職した者を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、教育、研究、補給その他防衛大臣の定める業務を行うことを職務とする常時勤務を要する官職に引き続いて採用することができる。

じめ指定する日のいずれか早い日（次条及び第四十四条の四において「定年退職日」という。）に退職する。

2・3 (略)

第四十四条の三 (略)

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認められる十分な理由があるときは、長官の定めるところにより、一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、当該隊員に係る定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

(自衛官の定年及び定年による退職の特例)

第四十五条 (略)

2 (略)

3 長官は、自衛官が定年に達したことにより退職することが自衛隊の任務の遂行に重大な支障を及ぼすと認めるときは、当該自衛官が第七十六条第一項の規定により防衛出動を命ぜられている場合にあつては一年以内の期間を限り、その他の場合にあつては六月以内の期間を限り、当該自衛官が定年に達した後も引き続き自衛官として勤務させることができる。

(自衛官への定年退職者等の再任用)

第四十五条の二 任命権者は、前条第一項の規定により退職した者又は同条第三項の規定により勤務した後退職した者を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、教育、研究、補給その他長官の定める業務を行うことを職務とする常時勤務を要する官職に引き続いて採用することができる。

2・3 (略)

4 防衛大臣は、第一項の規定により採用された自衛官がその任期が満了したことにより退職することが自衛隊の任務の遂行に重大な支障を及ぼすと認めるときは、当該自衛官が第七十六条第一項の規定による防衛出動を命ぜられている場合にあつては一年以内の期間を限り、その他の場合にあつては六月以内の期間を限り、任期を延長することができる。

(学生の分限及び懲戒の特例)

第四十八条 防衛大学校又は防衛医科大学校の長（以下この条において「学校長」という。）は、防衛省設置法第十五条第一項の教育訓練又は同法第十六条第一項の教育訓練を受けている者（以下この条、第五十条、第五十条の二、第五十八条第二項、第九十六条第一項及び第九十九条第一項において「学生」という。）が成績不良又は心身の故障のため修学の見込みがないと認める場合には、その意に反して退校を命ずることができる。

2・5 (略)

(審査請求の特例)

第四十八条の二 隊員は、防衛施設庁長官により、その意に反して、降任され、休職にされ、若しくは免職され、又は懲戒処分を受けた場合においては、防衛大臣に対して審査請求することができる。

2 防衛施設庁長官の委任を受けた者により隊員がその意に反して降任され、休職にされ、若しくは免職され、又は懲戒処分を受けた場合における審査請求は、防衛大臣に対して行うものとする。

2・3 (略)

4 長官は、第一項の規定により採用された自衛官がその任期が満了したことにより退職することが自衛隊の任務の遂行に重大な支障を及ぼすと認めるときは、当該自衛官が第七十六条第一項の規定による防衛出動を命ぜられている場合にあつては一年以内の期間を限り、その他の場合にあつては六月以内の期間を限り、任期を延長することができる。

(学生の分限及び懲戒の特例)

第四十八条 防衛大学校又は防衛医科大学校の長（以下この条において「学校長」という。）は、防衛庁設置法第十七条第二項の教育訓練又は同法第十八条第二項の教育訓練を受けている者（以下この条、第五十条、第五十条の二、第五十八条第二項、第九十六条第一項及び第九十九条の二第一項において「学生」という。）が成績不良又は心身の故障のため修学の見込みがないと認める場合には、その意に反して退校を命ずることができる。

2・5 (略)

(審査請求の特例)

第四十八条の二 隊員は、防衛施設庁長官により、その意に反して、降任され、休職にされ、若しくは免職され、又は懲戒処分を受けた場合においては、防衛庁長官に対して審査請求することができる。

2 防衛施設庁長官の委任を受けた者により隊員がその意に反して降任され、休職にされ、若しくは免職され、又は懲戒処分を受けた場合における審査請求は、防衛庁長官に対して行なうものとする。

(不服申立ての処理)

第四十九条 (略)

2 (略)

3 防衛大臣は、第一項に規定する審査請求又は異議申立てを受けた場合には、これを審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。以下同じ。)で政令で定めるものに付議しなければならない。

4 (略)

5 防衛大臣は、第一項に規定する処分の全部又は一部を取り消し、又は変更する場合において、必要があると認めるときは、隊員がその処分によつて受けた不当な結果を是正するため、その処分によつて失われた給与の弁済その他の措置をとらなければならない。

6・7 (略)

(服務の宣誓)

第五十三条 隊員は、防衛省令で定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

(勤務態勢及び勤務時間等)

第五十四条 (略)

2 隊員の勤務時間及び休暇は、勤務の性質に応じ、防衛省令で定める。

(指定場所に居住する義務)

第五十五条 自衛官は、防衛省令で定めるところに従い、防衛大臣が指定する場所に居住しなければならない。

(品位を保つ義務)

第五十八条 (略)

(不服申立ての処理)

第四十九条 (略)

2 (略)

3 長官は、第一項に規定する審査請求又は異議申立てを受けた場合には、これを審議会等(内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第五十四条に規定する機関をいう。以下同じ。)で政令で定めるものに付議しなければならない。

4 (略)

5 長官は、第一項に規定する処分の全部又は一部を取り消し、又は変更する場合において、必要があると認めるときは、隊員がその処分によつて受けた不当な結果を是正するため、その処分によつて失われた給与の弁済その他の措置をとらなければならない。

6・7 (略)

(服務の宣誓)

第五十三条 隊員は、内閣府令で定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

(勤務態勢及び勤務時間等)

第五十四条 (略)

2 隊員の勤務時間及び休暇は、勤務の性質に応じ、内閣府令で定める。

(指定場所に居住する義務)

第五十五条 自衛官は、内閣府令で定めるところに従い、長官が指定する場所に居住しなければならない。

(品位を保つ義務)

第五十八条 (略)

2 自衛官及び学生は、防衛大臣の定めるところに従い、制服を着用し、服装を常に端正に保たなければならない。

(秘密を守る義務)

第五十九条 (略)

2 隊員が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、防衛大臣の許可を受けなければならない。その職を離れた後も、同様とする。

3 (略)

(職務に専念する義務)

第六十条 (略)

2 隊員は、法令に別段の定めがある場合を除き、防衛省以外の国家機関の職、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人(次項及び第六十三条において「特定独立行政法人」という。)の職若しくは日本郵政公社(次項及び第六十三条において「公社」という。)の職を兼ね、又は地方公共団体の機関の職に就くことができない。

3 隊員は、自己の職務以外の防衛省の職務を行い、又は防衛省以外の国家機関の職、特定独立行政法人の職若しくは公社の職を兼ね、若しくは地方公共団体の機関の職に就く場合においても、防衛省令で定める場合を除き、給与を受けることができない。

(私企業からの隔離)

第六十二条 (略)

2 隊員(第三十六条第一項の規定の適用を受ける自衛官及びこれに準ずる者として防衛省令で定めるものを除く。)は、離職

2 自衛官及び学生は、長官の定めるところに従い、制服を着用し、服装を常に端正に保たなければならない。

(秘密を守る義務)

第五十九条 (略)

2 隊員が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、長官の許可を受けなければならない。その職を離れた後も、同様とする。

3 (略)

(職務に専念する義務)

第六十条 (略)

2 隊員は、法令に別段の定めがある場合を除き、防衛庁以外の国家機関の職、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人(次項及び第六十三条において「特定独立行政法人」という。)の職若しくは日本郵政公社(次項及び第六十三条において「公社」という。)の職を兼ね、又は地方公共団体の機関の職に就くことができない。

3 隊員は、自己の職務以外の防衛庁の職務を行い、又は防衛庁以外の国家機関の職、特定独立行政法人の職若しくは公社の職を兼ね、若しくは地方公共団体の機関の職に就く場合においても、内閣府令で定める場合を除き、給与を受けることができない。

(私企業からの隔離)

第六十二条 (略)

2 隊員(第三十六条第一項の規定の適用を受ける自衛官及びこれに準ずる者として内閣府令で定めるものを除く。)は、離職

後二年間は、営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前五年間に在職していた防衛省本省又は防衛施設庁と密接な関係にあるものに就くことを承諾し又は就いてはならない。

3 前二項の規定は、隊員が、防衛省令で定める基準に従い行う防衛大臣又はその委任を受けた者の承認を受けた場合には、適用しない。

4 防衛大臣は、前項に規定する承認のうち、第二項の地位に就くことに係る承認を行い、又は行わないこととする場合には、政令で定める審議会等に付議し、その議決に基づいて行わなければならない。

5 内閣は、毎年、遅滞なく、国会に対し、前年において防衛大臣が行った第三項の承認の処分（第一項の規定に係るものを除く。）に関し、各承認の処分ごとに、承認に係る者が離職前五年間に在職していた防衛省本省又は防衛施設庁における官職、承認に係る営利を目的とする会社その他の団体の地位、承認をした理由その他必要な事項を報告しなければならない。

（他の職又は事業の関与制限）

第六十三条 隊員は、報酬を受けて、第六十条第二項に規定する国家機関、特定独立行政法人、公社及び地方公共団体の機関の職並びに前条第一項の地位以外の職又は地位に就き、あるいは営利企業以外の事業を行う場合には、防衛省令で定める基準に従い行う防衛大臣の承認を受けなければならない。

（防衛医科大学卒業生の勤続に関する義務）

第六十四条の二 防衛医科大学卒業生（防衛省設置法第十六条第二項に規定する防衛医科大学卒業生をいう。第九十九条第

後二年間は、営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前五年間に在職していた防衛庁本庁又は防衛施設庁と密接な関係にあるものに就くことを承諾し又は就いてはならない。

3 前二項の規定は、隊員が、内閣府令で定める基準に従い行う長官又はその委任を受けた者の承認を受けた場合には、適用しない。

4 長官は、前項に規定する承認のうち、第二項の地位に就くことに係る承認を行い、又は行わないこととする場合には、政令で定める審議会等に付議し、その議決に基づいて行わなければならない。

5 内閣は、毎年、遅滞なく、国会に対し、前年において長官が行った第三項の承認の処分（第一項の規定に係るものを除く。）に関し、各承認の処分ごとに、承認に係る者が離職前五年間に在職していた防衛庁本庁又は防衛施設庁における官職、承認に係る営利を目的とする会社その他の団体の地位、承認をした理由その他必要な事項を報告しなければならない。

（他の職又は事業の関与制限）

第六十三条 隊員は、報酬を受けて、第六十条第二項に規定する国家機関、特定独立行政法人、公社及び地方公共団体の機関の職並びに前条第一項の地位以外の職又は地位に就き、あるいは営利企業以外の事業を行う場合には、内閣府令で定める基準に従い行う長官の承認を受けなければならない。

（防衛医科大学卒業生の勤続に関する義務）

第六十四条の二 防衛医科大学卒業生（防衛庁設置法第十八条第三項に規定する防衛医科大学卒業生をいう。第九十八条の

一項において同じ。)は、当該教育訓練を修了した後九年の期間を経過するまでは、隊員として勤続するように努めなければならない。

(委任規定)

第六十五条 本節又は自衛隊員倫理法に定めるもののほか、隊員の服務に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

(予備自衛官)

第六十六条 (略)

2 予備自衛官の員数は、四万七千九百人とし、防衛省の職員の内定員外とする。

(採用等)

第六十七条 予備自衛官の採用は、第三十五条の規定にかかわらず、自衛官であつた者又は次項の規定により予備自衛官に任用されたことがある者の志願に基づき、防衛省令で定めるところにより、選考によつて行うものとする。

2 (略)

3 防衛大臣又はその委任を受けた者は、前二項の規定により任用された予備自衛官に対し、防衛省令で定めるところにより、相当の自衛官の階級を指定するものとする。

(任用期間及びその延長)

第六十八条 (略)

2 防衛大臣は、予備自衛官(第七十条第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつている者を含む。)がその任用期間が満了した場合において、志願をしたときは、引き続き三年を任用期間として、これを予備自衛官に任用することができる。この場合における任用期間の起算

二において同じ。)は、当該教育訓練を修了した後九年の期間を経過するまでは、隊員として勤続するように努めなければならない。

(委任規定)

第六十五条 本節又は自衛隊員倫理法に定めるもののほか、隊員の服務に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(予備自衛官)

第六十六条 (略)

2 予備自衛官の員数は、四万七千九百人とし、防衛庁の職員の内定員外とする。

(採用等)

第六十七条 予備自衛官の採用は、第三十五条の規定にかかわらず、自衛官であつた者又は次項の規定により予備自衛官に任用されたことがある者の志願に基づき、内閣府令で定めるところにより、選考によつて行うものとする。

2 (略)

3 長官又はその委任を受けた者は、前二項の規定により任用された予備自衛官に対し、内閣府令で定めるところにより、相当の自衛官の階級を指定するものとする。

(任用期間及びその延長)

第六十八条 (略)

2 長官は、予備自衛官(第七十条第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつている者を含む。)がその任用期間が満了した場合において、志願をしたときは、引き続き三年を任用期間として、これを予備自衛官に任用することができる。この場合における任用期間の起算日は

日は、引き続き任用された日とする。

- 3 防衛大臣は、予備自衛官が第七十条第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつてゐる場合において、当該自衛官が予備自衛官としての任用期間が満了したことにより退職することが自衛隊の任務の遂行に重大な支障を及ぼすと認めるときは、当該自衛官が第七十六条第一項の規定による防衛出動を命ぜられてゐる場合にあつては一年以内の期間を限り、その他の場合にあつては六月以内の期間を限り、その者の任用期間を延長することができる。

4 (略)
(昇進)

第六十九条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、勤務実績又は能力の実証に基づく選考により、予備自衛官を、その現に指定されている自衛官の階級より上位の階級を指定して、昇進させることができる。

- 2 前項の選考その他予備自衛官の昇進の方法及び手続に關し必要な事項は、防衛省令で定める。

(予備自衛官の呼称及び制服の着用)

第六十九条の二 (略)

- 2 予備自衛官は、第七十一条に規定する訓練招集命令を受けて訓練に従事する場合においては、防衛大臣の定めるところに従い、制服を着用しなければならない。

- 3 前項に規定するもののほか、予備自衛官は、次の場合には、防衛大臣の定めるところにより、制服を着用することができる。

一 (略)

、引き続き任用された日とする。

- 3 長官は、予備自衛官が第七十条第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつてゐる場合において、当該自衛官が予備自衛官としての任用期間が満了したことにより退職することが自衛隊の任務の遂行に重大な支障を及ぼすと認めるときは、当該自衛官が第七十六条第一項の規定による防衛出動を命ぜられてゐる場合にあつては一年以内の期間を限り、その他の場合にあつては六月以内の期間を限り、その者の任用期間を延長することができる。

4 (略)
(昇進)

第六十九条 長官又はその委任を受けた者は、勤務実績又は能力の実証に基づく選考により、予備自衛官を、その現に指定されている自衛官の階級より上位の階級を指定して、昇進させることができる。

- 2 前項の選考その他予備自衛官の昇進の方法及び手続に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

(予備自衛官の呼称及び制服の着用)

第六十九条の二 (略)

- 2 予備自衛官は、第七十一条に規定する訓練招集命令を受けて訓練に従事する場合においては、長官の定めるところに従い、制服を着用しなければならない。

- 3 前項に規定するもののほか、予備自衛官は、次の場合には、長官の定めるところにより、制服を着用することができる。

一 (略)

二 自衛隊の行なう行事その他防衛大臣の定める行事に参加する場合

(防衛招集、国民保護等召集及び災害招集)

第七十条 防衛大臣は、次の各号に掲げる場合には、内閣総理大臣の承認を得て、予備自衛官に対し、当該各号に定める招集命令書による招集命令を発することができる。

一 一三 (略)

2 (略)

3 第一項各号の招集命令により招集された予備自衛官は、辞令を発せられることなく、招集に応じて出頭した日をもつて、現に指定されている階級の自衛官となるものとする。この場合において、当該自衛官の員数は、防衛省の職員の定員外とする。

4 (略)

5 第一項各号の規定による招集命令を受けた予備自衛官が心身の故障その他真にやむを得ない事由により指定の日時に、指定の場所に出頭することができない旨を申し出た場合又は招集に応じて出頭した予備自衛官についてこれらの事由があると認められる場合においては、防衛大臣は、政令で定めるところにより、招集命令を取り消し、又は招集を猶予し、若しくは解除することができる。

6 防衛大臣は、第一項各号の規定による招集命令を受け、第三項の規定により自衛官となつた者について、招集の必要がなくなつた場合には、速やかに、招集を解除しなければならない。

7 (略)

8 防衛大臣は、第六項の規定により招集を解除する場合において、新たに第一項各号に掲げる場合に該当するときは、内閣総

二 自衛隊の行なう行事その他長官の定める行事に参加する場合

(防衛招集、国民保護等召集及び災害招集)

第七十条 長官は、次の各号に掲げる場合には、内閣総理大臣の承認を得て、予備自衛官に対し、当該各号に定める招集命令書による招集命令を発することができる。

一 一三 (略)

2 (略)

3 第一項各号の招集命令により招集された予備自衛官は、辞令を発せられることなく、招集に応じて出頭した日をもつて、現に指定されている階級の自衛官となるものとする。この場合において、当該自衛官の員数は、防衛庁の職員の定員外とする。

4 (略)

5 第一項各号の規定による招集命令を受けた予備自衛官が心身の故障その他真にやむを得ない事由により指定の日時に、指定の場所に出頭することができない旨を申し出た場合又は招集に応じて出頭した予備自衛官についてこれらの事由があると認められる場合においては、長官は、政令で定めるところにより、招集命令を取り消し、又は招集を猶予し、若しくは解除することができる。

6 長官は、第一項各号の規定による招集命令を受け、第三項の規定により自衛官となつた者について、招集の必要がなくなつた場合には、速やかに、招集を解除しなければならない。

7 (略)

8 長官は、第六項の規定により招集を解除する場合において、新たに第一項各号に掲げる場合に該当するときは、内閣総理大

理大臣の承認を得て、当該自衛官に対し、当該各号に定める招集命令書による招集命令を発することができる。この場合において、当該招集命令を受けた自衛官は、同項各号の規定による招集命令を受け、第三項の規定により自衛官となつたものとする。

9 (略)

(訓練招集)

第七十一条 防衛大臣は、所要の訓練を行うため、各回ごとに招集期間を定めて、予備自衛官に対し、訓練招集命令書によつて、訓練招集命令を発することができる。

2・3 (略)

4 第一項の規定による訓練招集命令を受けた予備自衛官が心身の故障その他正当な事由により指定の日時に、指定の場所に出頭することができない旨を申し出た場合又は訓練招集に応じて出頭した予備自衛官についてこれらの事由があると認める場合においては、防衛大臣は、政令で定めるところにより、訓練招集命令を取り消し、又は変更することができる。

5 第一項の訓練招集命令により招集された予備自衛官は、その招集されている期間中、防衛省令で定めるところに従い、防衛大臣が指定する場所に居住して、訓練に従事するものとする。

(住所変更の届出)

第七十四条 予備自衛官は、住所を変更したとき、心身の故障のため長期の休養を要するに至つたとき、又は心身障害の状態となつたときは、政令で定めるところにより、防衛大臣に対し、すみやかに、その旨を届け出なければならない。

2 (略)

臣の承認を得て、当該自衛官に対し、当該各号に定める招集命令書による招集命令を発することができる。この場合において、当該招集命令を受けた自衛官は、同項各号の規定による招集命令を受け、第三項の規定により自衛官となつたものとする。

9 (略)

(訓練招集)

第七十一条 長官は、所要の訓練を行うため、各回ごとに招集期間を定めて、予備自衛官に対し、訓練招集命令書によつて、訓練招集命令を発することができる。

2・3 (略)

4 第一項の規定による訓練招集命令を受けた予備自衛官が心身の故障その他正当な事由により指定の日時に、指定の場所に出頭することができない旨を申し出た場合又は訓練招集に応じて出頭した予備自衛官についてこれらの事由があると認める場合においては、長官は、政令で定めるところにより、訓練招集命令を取り消し、又は変更することができる。

5 第一項の訓練招集命令により招集された予備自衛官は、その招集されている期間中、内閣府令で定めるところに従い、長官が指定する場所に居住して、訓練に従事するものとする。

(住所変更の届出)

第七十四条 予備自衛官は、住所を変更したとき、心身の故障のため長期の休養を要するに至つたとき、又は心身障害の状態となつたときは、政令で定めるところにより、長官に対し、すみやかに、その旨を届け出なければならない。

2 (略)

3 予備自衛官が死亡したとき、又は所在不明となつたときは、前項の同居の親族その他政令で定める者は、政令で定めるところにより、防衛大臣に対し、すみやかに、その旨を届け出なければならぬ。

(即応予備自衛官)

第七十五条の二 (略)

2 即応予備自衛官の員数は、八千三百七十八人とし、防衛省の職員の内定員外とする。

(部隊の指定)

第七十五条の三 防衛大臣又はその委任を受けた者は、即応予備自衛官に対し、次条第一項各号に規定する招集命令により招集された場合において同条第三項の規定により自衛官となつて勤務する陸上自衛隊の部隊を指定するものとする。

(防衛招集、国民保護等招集、治安招集及び災害等招集)

第七十五条の四 防衛大臣は、次の各号に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、即応予備自衛官に対し、当該各号に定める招集命令書による招集命令を発することができる。

一 四 (略)

2 (略)

3 第一項各号の招集命令により招集された即応予備自衛官は、辞令を發せられることなく、招集に依りて出頭した日をもつて、現に指定されている階級の自衛官となつて現に指定されている陸上自衛隊の部隊において勤務するものとする。この場合において、当該自衛官の員数は、防衛省の職員の定員外とする。

4 防衛大臣は、第一項各号の規定による招集命令を受け、前項

3 予備自衛官が死亡したとき、又は所在不明となつたときは、前項の同居の親族その他政令で定める者は、政令で定めるところにより、長官に対し、すみやかに、その旨を届け出なければならぬ。

(即応予備自衛官)

第七十五条の二 (略)

2 即応予備自衛官の員数は、八千三百七十八人とし、防衛庁の職員の内定員外とする。

(部隊の指定)

第七十五条の三 長官又はその委任を受けた者は、即応予備自衛官に対し、次条第一項各号に規定する招集命令により招集された場合において同条第三項の規定により自衛官となつて勤務する陸上自衛隊の部隊を指定するものとする。

(防衛招集、国民保護等招集、治安招集及び災害等招集)

第七十五条の四 長官は、次の各号に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、即応予備自衛官に対し、当該各号に定める招集命令書による招集命令を発することができる。

一 四 (略)

2 (略)

3 第一項各号の招集命令により招集された即応予備自衛官は、辞令を發せられることなく、招集に依りて出頭した日をもつて、現に指定されている階級の自衛官となつて現に指定されている陸上自衛隊の部隊において勤務するものとする。この場合において、当該自衛官の員数は、防衛庁の職員の定員外とする。

4 長官は、第一項各号の規定による招集命令を受け、前項の規

の規定により自衛官となつた者について、招集の必要がなくなつた場合には、速やかに、招集を解除しなければならない。

5 (略)

6 防衛大臣は、第四項の規定により招集を解除する場合において、新たに第一項各号に掲げる場合に該当し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、当該自衛官に対し、当該各号に定める招集命令書による招集命令を発することができる。この場合において、当該招集命令を受けた自衛官は、同項各号の規定による招集命令を受け、第三項の規定により自衛官となつたものとする。

7 (略)

(訓練招集)

第七十五条の五 防衛大臣は、所要の訓練を行うため、各回ごとに招集期間を定めて、即応予備自衛官に対し、訓練招集命令書によつて、訓練招集命令を発することができる。

2 (略)

3 第一項の招集期間は、一年を通じて、三十日を超えない範囲内で防衛省令で定める期間とする。

4 (略)

(勤続報奨金)

第七十五条の七 防衛大臣又はその委任を受けた者は、即応予備自衛官(第七十五条の四第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつている者を含む。)がその任用期間のうち防衛省令で定める期間以上在職し、かつ、良好な成績で勤務したときは、防衛省令で定めるところにより、その者に対し、勤続報奨金を支給することができる。

定により自衛官となつた者について、招集の必要がなくなつた場合には、速やかに、招集を解除しなければならない。

5 (略)

6 長官は、第四項の規定により招集を解除する場合において、新たに第一項各号に掲げる場合に該当し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、当該自衛官に対し、当該各号に定める招集命令書による招集命令を発することができる。この場合において、当該招集命令を受けた自衛官は、同項各号の規定による招集命令を受け、第三項の規定により自衛官となつたものとする。

7 (略)

(訓練招集)

第七十五条の五 長官は、所要の訓練を行うため、各回ごとに招集期間を定めて、即応予備自衛官に対し、訓練招集命令書によつて、訓練招集命令を発することができる。

2 (略)

3 第一項の招集期間は、一年を通じて、三十日を超えない範囲内で内閣府令で定める期間とする。

4 (略)

(勤続報奨金)

第七十五条の七 長官又はその委任を受けた者は、即応予備自衛官(第七十五条の四第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつている者を含む。)がその任用期間のうち内閣府令で定める期間以上在職し、かつ、良好な成績で勤務したときは、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、勤続報奨金を支給することができる。

(予備自衛官補)

第七十五条の九 (略)

2 予備自衛官補の員数は、防衛省の職員の定員外とする。

(教育訓練の修了期限等)

第七十五条の十 予備自衛官補は、採用の日から起算して三年を超えない範囲内で防衛大臣の定める期限までに、前条第一項に規定する教育訓練のすべてを修了するものとする。ただし、防衛大臣又はその委任を受けた者は、当該期限後一年以内に修了する見込みがあると認める予備自衛官補について、一年を超えない範囲内で当該期限を延長することができる。

2 予備自衛官補に採用された者の任用期間は、採用の日から前項の防衛大臣の定める期限の末日(同項ただし書の規定により当該期限が延長された場合にあつては、当該延長された期限の末日)又は前条第一項に規定する教育訓練のすべてを修了した日のいずれか早い日までとする。

(教育訓練招集)

第七十五条の十一 防衛大臣は、所要の教育訓練を行うため、各回ごとに招集期間を定めて、予備自衛官補に対し、教育訓練招集命令書によつて、教育訓練招集命令を発することができる。

2 4 (略)

(防衛出動待機命令)

第七十七条 防衛大臣は、事態が緊迫し、前条第一項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、これに対処するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の全部又は一部に対し出動待機命令を発することができる。

(予備自衛官補)

第七十五条の九 (略)

2 予備自衛官補の員数は、防衛庁の職員の定員外とする。

(教育訓練の修了期限等)

第七十五条の十 予備自衛官補は、採用の日から起算して三年を超えない範囲内で長官の定める期限までに、前条第一項に規定する教育訓練のすべてを修了するものとする。ただし、長官又はその委任を受けた者は、当該期限後一年以内に修了する見込みがあると認める予備自衛官補について、一年を超えない範囲内で当該期限を延長することができる。

2 予備自衛官補に採用された者の任用期間は、採用の日から前項の長官の定める期限の末日(同項ただし書の規定により当該期限が延長された場合にあつては、当該延長された期限の末日)又は前条第一項に規定する教育訓練のすべてを修了した日のいずれか早い日までとする。

(教育訓練招集)

第七十五条の十一 長官は、所要の教育訓練を行うため、各回ごとに招集期間を定めて、予備自衛官補に対し、教育訓練招集命令書によつて、教育訓練招集命令を発することができる。

2 4 (略)

(防衛出動待機命令)

第七十七条 長官は、事態が緊迫し、前条第一項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、これに対処するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の全部又は一部に対し出動待機命令を発することができる。

(防衛施設構築の措置)

第七十七条の二 防衛大臣は、事態が緊迫し、第七十六条第一項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、同項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊を展開させることが見込まれ、かつ、防備をあらかじめ強化しておく必要があると認める地域（以下「展開予定地域」という。）があるときは、内閣総理大臣の承認を得た上、その範囲を定めて、自衛隊の部隊等に当該展開予定地域内において陣地その他の防衛のための施設（以下「防衛施設」という。）を構築する措置を命ずることができる。

(防衛出動下令前の行動関連措置)

第七十七条の三 防衛大臣又はその委任を受けた者は、事態が緊迫し、第七十六条第一項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）の定めるところにより、行動関連措置としての物品の提供を実施することができる。

2 防衛大臣は、前項に規定する場合において、武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律の定めるところにより、防衛省本省の機関及び部隊等に行動関連措置としての役務の提供を行わせることができる。

(国民保護等派遣)

第七十七条の四 防衛大臣は、都道府県知事から武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第十五条第一項

(防衛施設構築の措置)

第七十七条の二 長官は、事態が緊迫し、第七十六条第一項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、同項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊を展開させることが見込まれ、かつ、防備をあらかじめ強化しておく必要があると認める地域（以下「展開予定地域」という。）があるときは、内閣総理大臣の承認を得た上、その範囲を定めて、自衛隊の部隊等に当該展開予定地域内において陣地その他の防衛のための施設（以下「防衛施設」という。）を構築する措置を命ずることができる。

(防衛出動下令前の行動関連措置)

第七十七条の三 内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、事態が緊迫し、第七十六条第一項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）の定めるところにより、行動関連措置としての物品の提供を実施することができる。

2 長官は、前項に規定する場合において、武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律の定めるところにより、防衛庁本庁の機関及び部隊等に行動関連措置としての役務の提供を行わせることができる。

(国民保護等派遣)

第七十七条の四 長官は、都道府県知事から武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第十五条第一項の規

の規定による要請を受けた場合において事態やむを得ないと認めるとき、又は武力攻撃事態等対策本部長から同条第二項の規定による求めがあつたときは、内閣総理大臣の承認を得て、当該要請又は求めに係る国民の保護のための措置を実施するため、部隊等を派遣することができる。

2 防衛大臣は、都道府県知事から武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第八十三条において準用する同法第十五条第一項の規定による要請を受けた場合において事態やむを得ないと認めるとき、又は緊急対処事態対策本部長から同法第八十三条において準用する同法第十五条第二項の規定による求めがあつたときは、内閣総理大臣の承認を得て、当該要請又は求めに係る緊急対処保護措置を実施するため、部隊等を派遣することができる。

(治安出動待機命令)

第七十九条 防衛大臣は、事態が緊迫し、前条第一項の規定による治安出動命令が発せられることが予測される場合において、これに対処するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の全部又は一部に対し出動待機命令を発することができる。

2 前項の場合においては、防衛大臣は、国家公安委員会と緊密な連絡を保つものとする。

(治安出動下令前に行う情報収集)

第七十九条の二 防衛大臣は、事態が緊迫し第七十八条第一項の規定による治安出動命令が発せられること及び小銃、機関銃（機関けん銃を含む。）、砲、化学兵器、生物兵器その他その殺傷力がこれらに類する武器を所持した者による不法行為が行わ

定による要請を受けた場合において事態やむを得ないと認めるとき、又は武力攻撃事態等対策本部長から同条第二項の規定による求めがあつたときは、内閣総理大臣の承認を得て、当該要請又は求めに係る国民の保護のための措置を実施するため、部隊等を派遣することができる。

2 長官は、都道府県知事から武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第八十三条において準用する同法第十五条第一項の規定による要請を受けた場合において事態やむを得ないと認めるとき、又は緊急対処事態対策本部長から同法第八十三条において準用する同法第十五条第二項の規定による求めがあつたときは、内閣総理大臣の承認を得て、当該要請又は求めに係る緊急対処保護措置を実施するため、部隊等を派遣することができる。

(治安出動待機命令)

第七十九条 長官は、事態が緊迫し、前条第一項の規定による治安出動命令が発せられることが予測される場合において、これに対処するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の全部又は一部に対し出動待機命令を発することができる。

2 前項の場合においては、長官は、国家公安委員会と緊密な連絡を保つものとする。

(治安出動下令前に行う情報収集)

第七十九条の二 長官は、事態が緊迫し第七十八条第一項の規定による治安出動命令が発せられること及び小銃、機関銃（機関けん銃を含む。）、砲、化学兵器、生物兵器その他その殺傷力がこれらに類する武器を所持した者による不法行為が行われる

れることが予測される場合において、当該事態の状況の把握に資する情報の収集を行うため特別の必要があると認めるときは、国家公安委員会と協議の上、内閣総理大臣の承認を得て、武器を携行する自衛隊の部隊に当該者が所在すると見込まれる場所及びその近傍において当該情報の収集を行うことを命ずることができ。

(海上保安庁の統制)

第八十条 内閣総理大臣は、第七十六条第一項又は第七十八条第一項の規定による自衛隊の全部又は一部に対する出動命令があった場合において、特別の必要があると認めるときは、海上保安庁の全部又は一部を防衛大臣の統制下に入れることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により海上保安庁の全部又は一部を防衛大臣の統制下に入れた場合には、政令で定めるところにより、防衛大臣にこれを指揮させるものとする。

3 (略)

(自衛隊の施設等の警護出動)

第八十一条の二 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定により部隊等の出動を命ずる場合には、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴くとともに、防衛大臣と国家公安委員会との間で協議をさせた上で、警護を行うべき施設又は施設及び区域並びに期間を指定しなければならない。

3 (略)

(海上における警備行動)

第八十二条 防衛大臣は、海上における人命若しくは財産の保護

ことが予測される場合において、当該事態の状況の把握に資する情報の収集を行うため特別の必要があると認めるときは、国家公安委員会と協議の上、内閣総理大臣の承認を得て、武器を携行する自衛隊の部隊に当該者が所在すると見込まれる場所及びその近傍において当該情報の収集を行うことを命ずることができる。

(海上保安庁の統制)

第八十条 内閣総理大臣は、第七十六条第一項又は第七十八条第一項の規定による自衛隊の全部又は一部に対する出動命令があった場合において、特別の必要があると認めるときは、海上保安庁の全部又は一部をその統制下に入れることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により海上保安庁の全部又は一部をその統制下に入れた場合には、政令で定めるところにより、長官にこれを指揮させるものとする。

3 (略)

(自衛隊の施設等の警護出動)

第八十一条の二 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定により部隊等の出動を命ずる場合には、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴くとともに、長官と国家公安委員会との間で協議をさせた上で、警護を行うべき施設又は施設及び区域並びに期間を指定しなければならない。

3 (略)

(海上における警備行動)

第八十二条 長官は、海上における人命若しくは財産の保護又は

又は治安の維持のため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に海上において必要な行動をとることを命ずることができる。

(弾道ミサイル等に対する破壊措置)

第八十二条の二 防衛大臣は、弾道ミサイル等(弾道ミサイルその他その落下により人命又は財産に対する重大な被害が生じると認められる物体であつて航空機以外のものをいう。以下同じ。)が我が国に飛来するおそれがあり、その落下による我が国領域における人命又は財産に対する被害を防止するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に対し、我が国に向けて現に飛来する弾道ミサイル等を我が国領域又は公海(海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。)の上空において破壊する措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 防衛大臣は、前項に規定するおそれがなくなつたと認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、速やかに、同項の命令を解除しなければならない。

3 防衛大臣は、第一項の場合のほか、事態が急変し同項の内閣総理大臣の承認を得るとまがなく我が国に向けて弾道ミサイル等が飛来する緊急の場合における我が国領域における人命又は財産に対する被害を防止するため、防衛大臣が作成し、内閣総理大臣の承認を受けた緊急対処要領に従い、あらかじめ、自衛隊の部隊に対し、同項の命令をすることができる。この場合において、防衛大臣は、その命令に係る措置をとるべき期間を定めるものとする。

4・5 (略)

治安の維持のため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に海上において必要な行動をとることを命ずることができる。

(弾道ミサイル等に対する破壊措置)

第八十二条の二 長官は、弾道ミサイル等(弾道ミサイルその他その落下により人命又は財産に対する重大な被害が生じると認められる物体であつて航空機以外のものをいう。以下同じ。)が我が国に飛来するおそれがあり、その落下による我が国領域における人命又は財産に対する被害を防止するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に対し、我が国に向けて現に飛来する弾道ミサイル等を我が国領域又は公海(海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。)の上空において破壊する措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 長官は、前項に規定するおそれがなくなつたと認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、速やかに、同項の命令を解除しなければならない。

3 長官は、第一項の場合のほか、事態が急変し同項の内閣総理大臣の承認を得るとまがなく我が国に向けて弾道ミサイル等が飛来する緊急の場合における我が国領域における人命又は財産に対する被害を防止するため、長官が作成し、内閣総理大臣の承認を受けた緊急対処要領に従い、あらかじめ、自衛隊の部隊に対し、同項の命令をすることができる。この場合において、長官は、その命令に係る措置をとるべき期間を定めるものとする。

4・5 (略)

(災害派遣)

第八十三条 都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。

2 防衛大臣又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができ。ただし、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

3 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合には、部隊等の長は、部隊等を派遣することができる。

4・5 (略)

(地震防災派遣)

第八十三条の二 防衛大臣は、大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)第十一条第一項に規定する地震災害警戒本部長から同法第十三条第二項の規定による要請があつた場合には、部隊等を支援のため派遣することができる。

(原子力災害派遣)

第八十三条の三 防衛大臣は、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長から同法第二十条第四項の規定による要請があつた場合には、部隊等を支援のため派遣することができる。

(領空侵犯に対する措置)

(災害派遣)

第八十三条 都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を長官又はその指定する者に要請することができる。

2 長官又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

3 庁舎、営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合には、部隊等の長は、部隊等を派遣することができる。

4・5 (略)

(地震防災派遣)

第八十三条の二 長官は、大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)第十一条第一項に規定する地震災害警戒本部長から同法第十三条第二項の規定による要請があつた場合には、部隊等を支援のため派遣することができる。

(原子力災害派遣)

第八十三条の三 長官は、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長から同法第二十条第四項の規定による要請があつた場合には、部隊等を支援のため派遣することができる。

(領空侵犯に対する措置)

第八十四条 防衛大臣は、外国の航空機が国際法規又は航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）その他の法令の規定に違反してわが国の領域の上空に侵入したときは、自衛隊の部隊に対し、これを着陸させ、又はわが国の領域の上空から退去させるため必要な措置を講じさせることができる。

（機雷等の除去）

第八十四条の二 海上自衛隊は、防衛大臣の命を受け、海上における機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行うものとする。

（在外邦人等の輸送）

第八十四条の三 防衛大臣は、外務大臣から外国における災害、騒乱その他の緊急事態に際して生命又は身体の保護を要する邦人の輸送の依頼があつた場合において、当該輸送の安全について外務大臣と協議し、これが確保されていると認めるときは、当該邦人の輸送を行うことができる。この場合において、防衛大臣は、外務大臣から当該緊急事態に際して生命又は身体の保護を要する外国人として同乗させることを依頼された者を同乗させることができる。

2 前項の輸送は、第百条の五第二項の規定により保有する航空機により行うものとする。ただし、当該輸送に際して使用する空港施設の状態、当該輸送の対象となる邦人の数その他の事情によりこれによることが困難であると認められるときは、次に掲げる航空機又は船舶により行うことができる。

一 輸送の用に主として供するための航空機（第百条の五第二項の規定により保有するものを除く。）

二 前項の輸送に適する船舶

第八十四条 長官は、外国の航空機が国際法規又は航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）その他の法令の規定に違反してわが国の領域の上空に侵入したときは、自衛隊の部隊に対し、これを着陸させ、又はわが国の領域の上空から退去させるため必要な措置を講じさせることができる。

三 前号に掲げる船舶に搭載された回転翼航空機で第一号に掲げる航空機以外のもの（当該船舶と陸地との間の輸送に用いる場合におけるものに限る。）

（後方地域支援等）

第八十四条の四 防衛大臣又はその委任を受けた者は、第三条第二項に規定する活動として、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）又は周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第四百五号）の定めるところにより、後方地域支援としての物品の提供を実施することができる。

2 防衛大臣は、第三条第二項に規定する活動として、次の各号に掲げる法律の定めるところにより、それぞれ、当該各号に定める活動を行わせることができる。

一 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律 防衛省本省の機関又は部隊等による後方地域支援としての役務の提供及び部隊等による後方地域捜索救助活動

二 周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律 部隊等による船舶検査活動及びその実施に伴う後方地域支援としての役務の提供

三 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号） 部隊等又は隊員による国際緊急援助活動及び当該活動を行う人員又は当該活動に必要な物資の輸送

四 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号） 部隊等による国際平和協力業務及び委託に基づく輸送

(「防衛大臣」と国家公安委員会との相互の連絡)

第八十五条 内閣総理大臣は、第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定による出動命令を発するに際しては、防衛大臣と国家公安委員会との相互の間に緊密な連絡を保たせるものとする。

(治安出動時の権限)

第八十九条 警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三百三十六号）の規定は、第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第四条第二項中「公安委員会」とあるのは、「防衛大臣の指定する者」と読み替えるものとする。

2 (略)

第九十一条 (略)

2 海上保安庁法第二十条第二項の規定は、第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第二十条第二項中「前項において準用する警察官職務執行法第七条」とあるのは「第八十九条第一項において準用する警察官職務執行法第七条及び前条第一項」と、「第十七条第一項」とあるのは「前項において準用する海上保安庁法第十七条第一項」と、「海上保安官又は海上保安官補の職務」とあるのは「第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務」と、「海上保安庁長官」とあるのは「防衛大臣」と読み替えるものとする。

3 (略)

(「長官」と国家公安委員会との相互の連絡)

第八十五条 内閣総理大臣は、第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定による出動命令を発するに際しては、長官と国家公安委員会との相互の間に緊密な連絡を保たせるものとする。

(治安出動時の権限)

第八十九条 警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三百三十六号）の規定は、第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第四条第二項中「公安委員会」とあるのは、「長官の指定する者」と読み替えるものとする。

2 (略)

第九十一条 (略)

2 海上保安庁法第二十条第二項の規定は、第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第二十条第二項中「前項において準用する警察官職務執行法第七条」とあるのは「第八十九条第一項において準用する警察官職務執行法第七条及び前条第一項」と、「第十七条第一項」とあるのは「前項において準用する海上保安庁法第十七条第一項」と、「海上保安官又は海上保安官補の職務」とあるのは「第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務」と、「海上保安庁長官」とあるのは「防衛庁長官」と読み替えるものとする。

3 (略)

(警護出動時の権限)

第九十一条の二 警察官職務執行法第二条、第四条並びに第六条
第一項、第三項及び第四項の規定は、警察官がその場にいない
場合に限り、第八十一条の二第一項の規定により出動を命ぜら
れた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合
において、同法第四条第二項中「公安委員会」とあるのは、「防衛大臣の指定する者」と読み替えるものとする。

255 (略)

(防衛出動時の公共の秩序の維持のための権限)

第九十二条 (略)

2 警察官職務執行法及び第九十条第一項の規定は、第七十六条
第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官が前項の
規定により公共の秩序の維持のため行う職務の執行について、
海上保安庁法第十六条、第十七条第一項及び第十八条の規定は
、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊
の三等海曹以上の自衛官が前項の規定により公共の秩序の維持
のため行う職務の執行について、同法第二十条第二項の規定は
、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊
の自衛官が前項の規定により公共の秩序の維持のため行う職務
の執行について準用する。この場合において、警察官職務執行
法第四条第二項中「公安委員会」とあるのは、「防衛大臣の指定
する者」と、海上保安庁法第二十条第二項中「前項において準
用する警察官職務執行法第七条」とあるのは「この項において準
用する警察官職務執行法第七条及びこの法律第九十条第一項
」と、「第十七条第一項」とあるのは「この項において準用す
る海上保安庁法第十七条第一項」と、「海上保安官又は海上保安

(警護出動時の権限)

第九十一条の二 警察官職務執行法第二条、第四条並びに第六条
第一項、第三項及び第四項の規定は、警察官がその場にいない
場合に限り、第八十一条の二第一項の規定により出動を命ぜら
れた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合
において、同法第四条第二項中「公安委員会」とあるのは、「長官の指定する者」と読み替えるものとする。

255 (略)

(防衛出動時の公共の秩序の維持のための権限)

第九十二条 (略)

2 警察官職務執行法及び第九十条第一項の規定は、第七十六条
第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官が前項の
規定により公共の秩序の維持のため行う職務の執行について、
海上保安庁法第十六条、第十七条第一項及び第十八条の規定は
、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊
の三等海曹以上の自衛官が前項の規定により公共の秩序の維持
のため行う職務の執行について、同法第二十条第二項の規定は
、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊
の自衛官が前項の規定により公共の秩序の維持のため行う職務
の執行について準用する。この場合において、警察官職務執行
法第四条第二項中「公安委員会」とあるのは、「長官の指定す
る者」と、海上保安庁法第二十条第二項中「前項において準
用する警察官職務執行法第七条」とあるのは「この項において準
用する警察官職務執行法第七条及びこの法律第九十条第一項」
と、「第十七条第一項」とあるのは「この項において準用する
海上保安庁法第十七条第一項」と、「海上保安官又は海上保安

安官補の職務」とあるのは「第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官が公共の秩序の維持のため行う職務」と、「海上保安庁長官」とあるのは「防衛大臣」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

(国民保護等派遣時の権限)

第九十二条の三 警察官職務執行法第四条、第五条並びに第六条第一項、第三項及び第四項の規定は、警察官がその場に行かない場合に限り、第七十七条の四の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第四条第二項中「公安委員会」とあるのは、「防衛大臣の指定する者」と読み替えるものとする。

2・5 略

(海上における警備行動時の権限)

第九十三条 (略)

2 (略)

3 海上保安庁法第二十条第二項の規定は、第八十二条の規定により行動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第二十条第二項中「前項」とあるのは「第一項」と、「第十七条第一項」とあるのは「前項において準用する海上保安庁法第十七条第一項」と、「海上保安官又は海上保安官補の職務」とあるのは「第八十二条の規定により行動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務」と、「海上保安庁長官」とあるのは「防衛大臣」と読み替えるものとする。

4 (略)

官補の職務」とあるのは「第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官が公共の秩序の維持のため行う職務」と、「海上保安庁長官」とあるのは「防衛庁長官」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

(国民保護等派遣時の権限)

第九十二条の三 警察官職務執行法第四条、第五条並びに第六条第一項、第三項及び第四項の規定は、警察官がその場に行かない場合に限り、第七十七条の四の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第四条第二項中「公安委員会」とあるのは、「長官の指定する者」と読み替えるものとする。

2・5 略

(海上における警備行動時の権限)

第九十三条 (略)

2 (略)

3 海上保安庁法第二十条第二項の規定は、第八十二条の規定により行動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第二十条第二項中「前項」とあるのは「第一項」と、「第十七条第一項」とあるのは「前項において準用する海上保安庁法第十七条第一項」と、「海上保安官又は海上保安官補の職務」とあるのは「第八十二条の規定により行動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務」と、「海上保安庁長官」とあるのは「防衛庁長官」と読み替えるものとする。

4 (略)

(災害派遣時等の権限)

第九十四条 警察官職務執行法第四条並びに第六条第一項、第三項及び第四項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、第八十三条第二項、第八十三条の二又は第八十三条の三の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第四条第二項中「公安委員会」とあるのは、「防衛大臣の指定する者」と読み替えるものとする。

2 (略)

(在外邦人等の輸送の際の権限)

第九十四条の五 第八十四条の三第一項に規定する外国において同項の輸送の職務に従事する自衛官は、当該輸送に用いる航空機若しくは船舶の所在する場所又はその保護の下に入った当該輸送の対象である邦人若しくは外国人を当該航空機若しくは船舶まで誘導する経路においてその職務を行うに際し、自己若しくは自己と共に当該輸送の職務に従事する隊員又は当該邦人若しくは外国人の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第二十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

(後方地域支援等の際の権限)

第九十四条の六 第三条第二項に規定する活動に従事する自衛官又はその実施を命ぜられた部隊等の自衛官であつて、次の各号に掲げるものは、それぞれ、自己又は当該各号に定める者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相

(災害派遣時等の権限)

第九十四条 警察官職務執行法第四条並びに第六条第一項、第三項及び第四項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、第八十三条第二項、第八十三条の二又は第八十三条の三の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第四条第二項中「公安委員会」とあるのは、「長官の指定する者」と読み替えるものとする。

2 (略)

当の理由がある場合には、当該活動について定める法律の定めるところにより、武器を使用することができる。

一 第八十四条の四第二項第一号に規定する後方地域支援としての役務の提供又は後方地域搜索救助活動の実施を命ぜられた部隊等の自衛官 自己と共に当該職務に従事する者

二 第八十四条の四第二項第二号に規定する船舶検査活動の実施を命ぜられた部隊等の自衛官 自己と共に当該職務に従事する者

三 第八十四条の四第二項第四号に規定する国際平和協力業務に従事する自衛官 自己と共に現場に所在する他の隊員（第二条第五項に規定する隊員をいう。）、国際平和協力隊の隊員（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第十条に規定する協力隊の隊員をいう。）又は当該職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者

（防衛出動時における海上輸送の規制のための権限）

第九十四条の七 第七十六条第一項の規定による出動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官は、武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）の定めるところにより、同法の規定による権限を行使することができる。

（捕虜等の取扱いの権限）

第九十四条の八 自衛官は、武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律の定めるところにより、同法の規定による権限を行使することができる。

（部内の秩序維持に専従する者の権限）

第九十六条 自衛官のうち、部内の秩序維持の職務に専従する者

（防衛出動時における海上輸送の規制のための権限）

第九十四条の五 第七十六条第一項の規定による出動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官は、武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）の定めるところにより、同法の規定による権限を行使することができる。

（捕虜等の取扱いの権限）

第九十四条の六 自衛官は、武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律の定めるところにより、同法の規定による権限を行使することができる。

（部内の秩序維持に専従する者の権限）

第九十六条 自衛官のうち、部内の秩序維持の職務に専従する者

は、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる犯罪については、政令で定めるものを除き、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）の規定による司法警察職員として職務を行う。

- 一 自衛官並びに統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部及び部隊等に所属する自衛官以外の隊員並びに学生、訓練招集に応じている予備自衛官及び即応予備自衛官並びに教育訓練招集に応じている予備自衛官補（以下この号において「自衛官等」という。）の犯した犯罪又は職務に従事中の自衛官等に対する犯罪その他自衛官等の職務に関し自衛官等以外の者の犯した犯罪

二・三（略）

2・3（略）

（防衛秘密）

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないものうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

2（略）

3 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

は、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる犯罪については、政令で定めるものを除き、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）の規定による司法警察職員として職務を行う。

- 一 自衛官並びに統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部及び部隊等に所属する自衛官以外の隊員並びに学生、訓練招集に応じている予備自衛官及び即応予備自衛官並びに教育訓練招集に応じている予備自衛官補（以下この号において「隊員」という。）の犯した犯罪又は職務に従事中の隊員に対する犯罪その他隊員の職務に関し隊員以外の者の犯した犯罪

二・三（略）

2・3（略）

（防衛秘密）

第九十六条の二 長官は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないものうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

2（略）

3 長官は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛庁との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4 防衛大臣は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

(都道府県等が処理する事務)

第九十七条 (略)

2 防衛大臣は、警察庁及び都道府県警察に対し、自衛官の募集に関する事務の一部について協力を求めることができる。

3 (略)

(学資金の貸与)

第九十八条 防衛大臣は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(大学院を含む。)に在学する学生で、政令で定める学術を専攻し、修学後その専攻した学術を応用して自衛隊に勤務しようとする者に対し、選考により学資金を貸与することができる。

2・3 (略)

4 防衛大臣は、学資金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、政令で定めるところにより、その貸与金の全部又は一部の返還を免除することができる。

一〜三 (略)

5 (略)

(償還金)

第九十九条 防衛医科大学校卒業生は、当該教育訓練の修了の時から以後はじめて離職したときは、当該教育訓練を修了した後九年以上の期間隊員として勤務していた場合を除き、当該教育訓練に要した職員給与費、研究費その他の経常的経費の学生一人当たりの額をこえない範囲内において、当該教育訓練の修了後の

4 長官は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

(都道府県等が処理する事務)

第九十七条 (略)

2 長官は、警察庁及び都道府県警察に対し、自衛官の募集に関する事務の一部について協力を求めることができる。

3 (略)

(学資金の貸与)

第九十八条 長官は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(大学院を含む。)に在学する学生で、政令で定める学術を専攻し、修学後その専攻した学術を応用して自衛隊に勤務しようとする者に対し、選考により学資金を貸与することができる。

2・3 (略)

4 長官は、学資金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、政令で定めるところにより、その貸与金の全部又は一部の返還を免除することができる。

一〜三 (略)

5 (略)

(償還金)

第九十八条の二 防衛医科大学校卒業生は、当該教育訓練の修了の時から以後はじめて離職したときは、当該教育訓練を修了した後九年以上の期間隊員として勤務していた場合を除き、当該教育訓練に要した職員給与費、研究費その他の経常的経費の学生一人当たりの額をこえない範囲内において、当該教育訓練の修了

隊員としての勤続期間を考慮して政令で定める金額を国に償還しなければならぬ。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一・二 (略)

2 (略)

3 防衛大臣は、心身障害により第一項の規定による償還ができなくなつた者に対しては、政令で定めるところにより、その償還すべき金額の全部又は一部の償還を免除することができる。

4 (略)

(土木工事等の受託)

第百条 防衛大臣は、自衛隊の訓練の目的に適合する場合には、国、地方公共団体その他政令で定めるもの土木工事、通信工事その他政令で定める事業の施行の委託を受け、及びこれを実施することができる。

2 (略)

(教育訓練の受託)

第百条の二 防衛大臣は、防衛省本省の防衛大学校、防衛医科大学校その他の文教研修施設、情報本部、技術研究本部若しくは装備本部において隊員以外の者について教育訓練を実施することの委託を受けた場合において相当と認めるとき、防衛省設置法第二十六条に規定する機関若しくは自衛隊の学校において外国人について教育訓練を実施することの委託を受けた場合にお

後の隊員としての勤続期間を考慮して政令で定める金額を国に償還しなければならぬ。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一・二 (略)

2 (略)

3 長官は、心身障害により第一項の規定による償還ができなくなつた者に対しては、政令で定めるところにより、その償還すべき金額の全部又は一部の償還を免除することができる。

4 (略)

(機雷等の除去)

第九十九条 海上自衛隊は、長官の命を受け、海上における機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行うものとする。

(土木工事等の受託)

第百条 長官は、自衛隊の訓練の目的に適合する場合には、国、地方公共団体その他政令で定めるもの土木工事、通信工事その他政令で定める事業の施行の委託を受け、及びこれを実施することができる。

2 (略)

(教育訓練の受託)

第百条の二 長官は、防衛庁本庁の防衛大学校、防衛医科大学校その他の文教研修施設、情報本部、技術研究本部若しくは装備本部において隊員以外の者について教育訓練を実施することの委託を受けた場合において相当と認めるとき、防衛庁設置法第二十七条に規定する機関若しくは自衛隊の学校において外国人について教育訓練を実施することの委託を受けた場合にお

いて相当と認めるとき、又は政令で定める技術者の教育訓練を実施することの委託を受けた場合において他に教育訓練の施設がないと認めるときは、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該委託を受け、及びこれを実施することができる。この場合における当該隊員以外の者の処遇については、教育訓練に必要な限度において、隊員に準じて政令で定める。

2 防衛大臣は、前項の場合においては、政令で定めるところにより、授業料を徴収することができる。

3 防衛大臣は、第一項の規定により教育訓練を受ける外国人に対し、その委託者が開発途上にある海外の地域の政府である場合において、特に必要があると認めるときは、同項後段の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該教育訓練の履修を支援するための給付金を支給することができる。

4 (略)

(運動競技会に対する協力)

第百条の三 防衛大臣は、関係機関から依頼があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、国際的若しくは全国的規模又はこれらに準ずる規模で開催される政令で定める運動競技会の運営につき、政令で定めるところにより、役務の提供その他必要な協力を行なうことができる。

(南極地域観測に対する協力)

第百条の四 自衛隊は、防衛大臣の命を受け、国が行なう南極地域における科学的調査について、政令で定める輸送その他の協力を行なう。

(国賓等の輸送)

第百条の五 防衛大臣は、国の機関から依頼があつた場合には、

相当と認めるとき、又は政令で定める技術者の教育訓練を実施することの委託を受けた場合において他に教育訓練の施設がないと認めるときは、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該委託を受け、及びこれを実施することができる。この場合における当該隊員以外の者の処遇については、教育訓練に必要な限度において、隊員に準じて政令で定める。

2 長官は、前項の場合においては、政令で定めるところにより、授業料を徴収することができる。

3 長官は、第一項の規定により教育訓練を受ける外国人に対し、その委託者が開発途上にある海外の地域の政府である場合において、特に必要があると認めるときは、同項後段の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該教育訓練の履修を支援するための給付金を支給することができる。

4 (略)

(運動競技会に対する協力)

第百条の三 長官は、関係機関から依頼があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、国際的若しくは全国的規模又はこれらに準ずる規模で開催される政令で定める運動競技会の運営につき、政令で定めるところにより、役務の提供その他必要な協力を行なうことができる。

(南極地域観測に対する協力)

第百条の四 自衛隊は、長官の命を受け、国が行なう南極地域における科学的調査について、政令で定める輸送その他の協力を行なう。

(国賓等の輸送)

第百条の五 長官は、国の機関から依頼があつた場合には、自衛

自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、航空機による国賓、内閣総理大臣その他政令で定める者（次項において「国賓等」という。）の輸送を行うことができる。

2
(略)

隊の任務遂行に支障を生じない限度において、航空機による国賓、内閣総理大臣その他政令で定める者（次項において「国賓等」という。）の輸送を行うことができる。

2
(略)

(国際緊急援助活動等)

第百条の六 長官は、国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）の定めるところにより、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、隊員又は部隊等に同法第三条第二項各号に掲げる活動を行わせることができる。

(国際平和協力業務の実施等)

第百条の七 長官は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）の定めるところにより、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、部隊等に国際平和協力業務を行わせ、及び輸送の委託を受けてこれを実施することができる。

(在外邦人等の輸送)

第百条の八 長官は、外務大臣から外国における災害、騒乱その他の緊急事態に際して生命又は身体の保護を要する邦人の輸送の依頼があつた場合において、当該輸送の安全について外務大臣と協議し、これが確保されていると認めるときは、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該邦人の輸送を行うことができる。この場合において、長官は、外務大臣から当該緊急事態に際して生命又は身体の保護を要する外国人として同乗させることを依頼された者を同乗させることができる。

2 前項の輸送は、第百条の五第二項の規定により保有する航空機により行うものとする。ただし、当該輸送に際して使用する

空港施設の状況、当該輸送の対象となる邦人の数その他の事情によりこれによることが困難であると認められるときは、次に掲げる航空機又は船舶により行うことができる。

一 輸送の用に主として供するための航空機（第百条の五第二項の規定により保有するものを除く。）

二 前項の輸送に適する船舶

三 前号に掲げる船舶に搭載された回転翼航空機で第一号に掲げる航空機以外のもの（当該船舶と陸地との間の輸送に用いる場合におけるものに限る。）

3

第一項に規定する外国において同項の輸送の職務に従事する自衛官は、当該輸送に用いる航空機若しくは船舶の所在する場所又はその保護の下に入った当該輸送の対象である邦人若しくは外国人を当該航空機若しくは船舶まで誘導する経路においてその職務を行うに際し、自己若しくは自己と共に当該輸送の職務に従事する隊員又は当該邦人若しくは外国人の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要なと判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

（後方地域支援等）

第百条の九 内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）又は周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第四百十五号）の定めるところにより、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限

(合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供)

第百条の六 防衛大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げる合衆国軍隊（アメリカ合衆国の軍隊をいう。以下次条までにおいて同じ。）から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該合衆国軍隊に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。

一・二 (略)

三 部隊等が第八十四条の三第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の邦人の輸送を行う場合において、当該部隊等と共に現場に所在して当該輸送と同種の活動を行う合衆国軍隊

四 (略)

2 防衛大臣は、前項各号に掲げる合衆国軍隊から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、防衛省本省の機関又は部隊等に、当該合衆国軍隊に対する役務の提供を行わせることができる。

3 前二項の規定による自衛隊に属する物品の提供及び防衛省本省の機関又は部隊等による役務の提供として行う業務は、次の

度において、後方地域支援としての物品の提供を実施することができる。

2 長官は、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律又は周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の定めるところにより、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、防衛庁本庁の機関及び部隊等に後方地域支援としての役務の提供を、部隊等に後方地域捜索救助活動又は船舶検査活動を行わせることができる。

(合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供)

第百条の十 内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げる合衆国軍隊（アメリカ合衆国の軍隊をいう。以下次条までにおいて同じ。）から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該合衆国軍隊に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。

一・二 (略)

三 部隊等が第百条の八第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の邦人の輸送を行う場合において、当該部隊等と共に現場に所在して当該輸送と同種の活動を行う合衆国軍隊

四 (略)

2 長官は、前項各号に掲げる合衆国軍隊から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、防衛庁本庁の機関又は部隊等に、当該合衆国軍隊に対する役務の提供を行わせることができる。

3 前二項の規定による自衛隊に属する物品の提供及び防衛庁本庁の機関又は部隊等による役務の提供として行う業務は、次の

各号に掲げる合衆国軍隊の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一・二 略

4 略

(合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供に伴う手続)

第一百条の七 この法律又は他の法律の規定により、合衆国軍隊に対し、防衛大臣又はその委任を受けた者が自衛隊に属する物品の提供を実施する場合及び防衛省本省の機関又は部隊等が役務の提供を実施する場合における決済その他の手続については、法律に別段の定めがある場合を除き、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の定めるところによる。

(海上保安庁等との関係)

第一百条 (略)

2 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特に必要があると認める場合には、海上保安庁等に対し協力を求めることができる。この場合においては、海上保安庁等は、特別の事情のない限り、これに応じなければならない。

(自衛艦旗等)

第二百二条 自衛艦その他の自衛隊の使用する船舶は、防衛大臣の定めるところにより、国旗及び第四条第一項の規定により交付された自衛艦旗その他の旗を掲げなければならない。

2・3 (略)

4 自衛艦その他の自衛隊の使用する船舶の掲げる第四条第一項の規定により交付された自衛艦旗以外の旗及び自衛隊の使用す

各号に掲げる合衆国軍隊の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一・二 略

4 略

(合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供に伴う手続)

第一百条の十一 この法律又は他の法律の規定により、合衆国軍隊に対し、内閣総理大臣又はその委任を受けた者が自衛隊に属する物品の提供を実施する場合及び防衛庁本庁の機関又は部隊等が役務の提供を実施する場合における決済その他の手続については、法律に別段の定めがある場合を除き、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の定めるところによる。

(海上保安庁等との関係)

第一百条 (略)

2 長官は、自衛隊の任務遂行上特に必要があると認める場合には、海上保安庁等に対し協力を求めることができる。この場合においては、海上保安庁等は、特別の事情のない限り、これに応じなければならない。

(自衛艦旗等)

第二百二条 自衛艦その他の自衛隊の使用する船舶は、長官の定めるところにより、国旗及び第四条第一項の規定により交付された自衛艦旗その他の旗を掲げなければならない。

2・3 (略)

4 自衛艦その他の自衛隊の使用する船舶の掲げる第四条第一項の規定により交付された自衛艦旗以外の旗及び自衛隊の使用す

る航空機の付する標識の制式は、防衛大臣が定め、官報で告示する。

(防衛出動時における物資の収用等)

第三百条 第七十六条第一項の規定により自衛隊が出動を命ぜられ、当該自衛隊の行動に係る地域において自衛隊の任務遂行上必要があると認められる場合には、都道府県知事は、防衛大臣又は政令で定める者の要請に基づき、病院、診療所その他政令で定める施設(以下本条中「施設」という。)を管理し、土地、家屋若しくは物資(以下本条中「土地等」という。)を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対してその取り扱う物資の保管を命じ、又はこれらの物資を収用することができる。ただし、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、防衛大臣又は政令で定める者は、都道府県知事に通知した上で、自らこれらの権限を行うことができる。

2 第七十六条第一項の規定により自衛隊が出動を命ぜられた場合においては、当該自衛隊の行動に係る地域以外の地域においても、都道府県知事は、防衛大臣又は政令で定める者の要請に基づき、自衛隊の任務遂行上特に必要があると認めるときは、防衛大臣が告示して定めた地域内に限り、施設の管理、土地等の使用若しくは物資の収用を行い、又は取扱物資の保管命令を発し、また、当該地域内にある医療、土木建築工事又は輸送を業とする者に対して、当該地域内においてこれらの者が現に従事している医療、土木建築工事又は輸送の業務と同種の業務で防衛大臣又は政令で定める者が指定したものに従事することを命ずることができる。

3 前二項の規定により土地を使用する場合において、当該土地

る航空機の付する標識の制式は、長官が定め、官報で告示する。

(防衛出動時における物資の収用等)

第三百条 第七十六条第一項の規定により自衛隊が出動を命ぜられ、当該自衛隊の行動に係る地域において自衛隊の任務遂行上必要があると認められる場合には、都道府県知事は、長官又は政令で定める者の要請に基づき、病院、診療所その他政令で定める施設(以下本条中「施設」という。)を管理し、土地、家屋若しくは物資(以下本条中「土地等」という。)を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対してその取り扱う物資の保管を命じ、又はこれらの物資を収用することができる。ただし、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、長官又は政令で定める者は、都道府県知事に通知した上で、自らこれらの権限を行うことができる。

2 第七十六条第一項の規定により自衛隊が出動を命ぜられた場合においては、当該自衛隊の行動に係る地域以外の地域においても、都道府県知事は、長官又は政令で定める者の要請に基づき、自衛隊の任務遂行上特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣が告示して定めた地域内に限り、施設の管理、土地等の使用若しくは物資の収用を行い、又は取扱物資の保管命令を発し、また、当該地域内にある医療、土木建築工事又は輸送を業とする者に対して、当該地域内においてこれらの者が現に従事している医療、土木建築工事又は輸送の業務と同種の業務で長官又は政令で定める者が指定したものに従事することを命ずることができる。

3 前二項の規定により土地を使用する場合において、当該土地

の上にある立木その他土地に定着する物件（家屋を除く。以下「立木等」という。）が自衛隊の任務遂行の妨げとなると認められるときは、都道府県知事（第一項ただし書の場合にあつては、同項ただし書の防衛大臣又は政令で定める者。次項、第七項、第十三項及び第十四項において同じ。）は、第一項の規定の例により、当該立木等を移転することができる。この場合において、事態に照らし移転が著しく困難であると認めるときは、同項の規定の例により、当該立木等を処分することができる。

4～19（略）

（展開予定地域内の土地の使用等）

第三百三条の二 第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等の任務遂行上必要があると認められるときは、都道府県知事は、展開予定地域内において、防衛大臣又は政令で定める者の要請に基づき、土地を使用することができる。

2～4（略）

（電気通信設備の利用等）

第四百四条 防衛大臣は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の任務遂行上必要があると認められる場合には、緊急を要する通信を確保するため、総務大臣に対し、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第四項第三号に掲げる者が設置する電気通信設備を使用することに関し必要な措置をとることを求めることができる。

の上にある立木その他土地に定着する物件（家屋を除く。以下「立木等」という。）が自衛隊の任務遂行の妨げとなると認められるときは、都道府県知事（第一項ただし書の場合にあつては、同項ただし書の長官又は政令で定める者。次項、第七項、第十三項及び第十四項において同じ。）は、第一項の規定の例により、当該立木等を移転することができる。この場合において、事態に照らし移転が著しく困難であると認めるときは、同項の規定の例により、当該立木等を処分することができる。

4～19（略）

（展開予定地域内の土地の使用等）

第三百三条の二 第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等の任務遂行上必要があると認められるときは、都道府県知事は、展開予定地域内において、長官又は政令で定める者の要請に基づき、土地を使用することができる。

2～4（略）

（電気通信設備の利用等）

第四百四条 長官は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の任務遂行上必要があると認められる場合には、緊急を要する通信を確保するため、総務大臣に対し、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第四項第三号に掲げる者が設置する電気通信設備を使用することに関し必要な措置をとることを求めることができる。

2 (略)

(訓練のための漁船の操業の制限又は禁止)

第二百五条 防衛大臣は、自衛隊の行う訓練及び試験研究のため水面を使用する必要があるときは、農林水産大臣及び関係都道府県知事の意見を聴き、一定の区域及び期間を定めて、漁船の操業を制限し、又は禁止することができる。

2・3 (略)

4 前二項の規定による損失の補償を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する都道府県知事を経由して、損失補償申請書を防衛大臣に提出しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の申請書を受理したときは、その意見を記載した書面を当該申請書に添えて、これを防衛大臣に送付しなければならない。

6 防衛大臣は、前項の書類を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なくこれを都道府県知事を経由して当該申請者に通知しなければならない。

7 前項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、防衛大臣に対して異議を申し出ることができる。

8 防衛大臣は、前項の規定による申出があつたときは、その申出のあつた日から三十日以内に、改めて補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、これを申出人に通知しなければならない。

9～12 (略)

(火薬類取締法の適用除外)

2 (略)

(訓練のための漁船の操業の制限又は禁止)

第二百五条 内閣総理大臣は、自衛隊の行う訓練及び試験研究のため水面を使用する必要があるときは、農林水産大臣及び関係都道府県知事の意見を聞き、一定の区域及び期間を定めて、漁船の操業を制限し、又は禁止することができる。

2・3 (略)

4 前二項の規定による損失の補償を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する都道府県知事を経由して、損失補償申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の申請書を受理したときは、その意見を記載した書面を当該申請書に添えて、これを内閣総理大臣に送付しなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の書類を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なくこれを都道府県知事を経由して当該申請者に通知しなければならない。

7 前項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、内閣総理大臣に対して異議を申し出ることができる。

8 内閣総理大臣は、前項の規定による申出があつたときは、その申出のあつた日から三十日以内に、改めて補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、これを申出人に通知しなければならない。

9～12 (略)

(火薬類取締法の適用除外)

第六六条 (略)

2 (略)

3 防衛大臣は、第一項の規定にかかわらず、自衛隊が取り扱う火薬類について、火薬類取締法及びこれに基く命令の規定に準拠して製造、貯蔵、運搬、消費その他の取扱に関する技術上の基準を定め、その他火薬類に因る災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(航空法等の適用除外)

第七七条 (略)

2 航空法第四十九条から第五十一条までの規定は、自衛隊が設置する飛行場について準用する。この場合において、同法第四十九条第一項中「第四十条(第四十三条第二項において準用する場合を含む。)の告示」とあるのは「防衛大臣の告示」と、同法第五十条中「当該飛行場の設置又は第四十三条第一項の施設の変更」とあるのは「当該飛行場の設置又は変更」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

5 防衛大臣は、第一項及び前項の規定にかかわらず、自衛隊が使用する航空機の安全性及び運航に関する基準、その航空機に乗り組んで運航に従事する者の技能に関する基準並びに自衛隊が設置する飛行場及び航空保安施設の設置及び管理に関する基準を定め、その他航空機に因る災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

6 防衛大臣は、前項の規定による基準を定めようとする場合には、あらかじめ国土交通大臣と協議するものとする。

7 (略)

第六六条 (略)

2 (略)

3 長官は、第一項の規定にかかわらず、自衛隊が取り扱う火薬類について、火薬類取締法及びこれに基く命令の規定に準拠して製造、貯蔵、運搬、消費その他の取扱に関する技術上の基準を定め、その他火薬類に因る災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(航空法等の適用除外)

第七七条 (略)

2 航空法第四十九条から第五十一条までの規定は、自衛隊が設置する飛行場について準用する。この場合において、同法第四十九条第一項中「第四十条(第四十三条第二項において準用する場合を含む。)の告示」とあるのは「防衛庁長官の告示」と、同法第五十条中「当該飛行場の設置又は第四十三条第一項の施設の変更」とあるのは「当該飛行場の設置又は変更」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

5 長官は、第一項及び前項の規定にかかわらず、自衛隊が使用する航空機の安全性及び運航に関する基準、その航空機に乗り組んで運航に従事する者の技能に関する基準並びに自衛隊が設置する飛行場及び航空保安施設の設置及び管理に関する基準を定め、その他航空機に因る災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

6 長官は、前項の規定による基準を定めようとする場合には、あらかじめ国土交通大臣と協議するものとする。

7 (略)

8 防衛大臣は、航空事故の防止又は航空事故が発生した場合における被害の軽減のために有益であると認める前項の航空事故等に係る情報を航空・鉄道事故調査委員会に提供するものとする。

(船舶法等の適用除外)

第一百九条 (略)

2 海上自衛隊の使用する船舶は、防衛省令で定めるところにより、国の所有に属するものにあつては国籍を証明する書類を、その他のものにあつては海上自衛隊の使用するものであることを証明する書類を備え付けなければならない。

(海上自衛隊の使用する船舶についての技術上の基準等)

第一百十一条 防衛大臣は、海上自衛隊の使用する船舶について堪航性及び人命の安全を確保するため必要な技術上の基準及び配員の基準を定めなければならない。

(電波法の適用除外)

第一百十二条 (略)

2 防衛大臣は、自衛隊がそのレーダー及び移動体の無線設備を使用する場合には、その使用する周波数について、総務大臣の承認を受けなければならない。

3 (略)

4 防衛大臣は、無線通信の良好な運行を確保するため、自衛隊がそのレーダー及び移動体の無線設備を使用する場合における無線局の開設及び検査並びに当該無線局で無線通信に従事する者に関し必要な基準を定めなければならない。

(道路運送車両法の適用除外)

第一百十四条 (略)

8 長官は、航空事故の防止又は航空事故が発生した場合における被害の軽減のために有益であると認める前項の航空事故等に係る情報を航空・鉄道事故調査委員会に提供するものとする。

(船舶法等の適用除外)

第一百九条 (略)

2 海上自衛隊の使用する船舶は、内閣府令で定めるところにより、国の所有に属するものにあつては国籍を証明する書類を、その他のものにあつては海上自衛隊の使用するものであることを証明する書類を備え付けなければならない。

(海上自衛隊の使用する船舶についての技術上の基準等)

第一百十一条 長官は、海上自衛隊の使用する船舶について堪航性及び人命の安全を確保するため必要な技術上の基準及び配員の基準を定めなければならない。

(電波法の適用除外)

第一百十二条 (略)

2 長官は、自衛隊がそのレーダー及び移動体の無線設備を使用する場合には、その使用する周波数について、総務大臣の承認を受けなければならない。

3 (略)

4 長官は、無線通信の良好な運行を確保するため、自衛隊がそのレーダー及び移動体の無線設備を使用する場合における無線局の開設及び検査並びに当該無線局で無線通信に従事する者に関し必要な基準を定めなければならない。

(道路運送車両法の適用除外)

第一百十四条 (略)

2 道路運送車両法の規定が適用されない自衛隊の使用する自動車については、防衛大臣は、保安基準並びに整備及び検査の基準を定めなければならない。

3 道路運送車両法の規定が適用されない自動車は、防衛大臣の定めるところにより、他の自動車と明らかに識別することができるような番号及び標識を付さなければならない。

4・5 (略)

(消防法の適用除外)

第百十五条の二 (略)

2 防衛大臣は、前項の規定にかかわらず、自衛隊が貯蔵し、又は取り扱う危険物について、消防法に準拠して貯蔵又は取扱に関する基準を定め、その他危険物による災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

3 (略)

4 防衛大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する防火対象物について、消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設定及び維持に関する基準を定め、その他当該防火対象物における災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(需品の貸付け)

第百十六条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、自衛隊の航空機以外の航空機が自衛隊の飛行場に着陸した場合において他から入手するみちがないと認めるときは、次の飛行に必要な限度において、かつ、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、防衛省令で定めるところにより、これに対し液体燃料その他防衛省令で定める需品を無償で貸し付けることができる。

2 道路運送車両法の規定が適用されない自衛隊の使用する自動車については、長官は、保安基準並びに整備及び検査の基準を定めなければならない。

3 道路運送車両法の規定が適用されない自動車は、長官の定めるところにより、他の自動車と明らかに識別することができるような番号及び標識を付さなければならない。

4・5 (略)

(消防法の適用除外)

第百十五条の二 (略)

2 長官は、前項の規定にかかわらず、自衛隊が貯蔵し、又は取り扱う危険物について、消防法に準拠して貯蔵又は取扱に関する基準を定め、その他危険物による災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

3 (略)

4 長官は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する防火対象物について、消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設定及び維持に関する基準を定め、その他当該防火対象物における災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(需品の貸付)

第百十六条 内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、自衛隊の航空機以外の航空機が自衛隊の飛行場に着陸した場合において他から入手するみちがないと認めるときは、次の飛行に必要な限度において、かつ、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、内閣府令で定めるところにより、これに対し液体燃料その他内閣府令で定める需品を無償で貸し付けることができ

2 前項の規定に基づき防衛大臣が防衛省令を定める場合には、あらかじめ財務大臣と協議するものとする。

(食事の支給)

第二百六条の二 自衛隊の周知宣伝のため必要があると認めるときは、隊員以外の者で自衛隊を視察し、又は見学するものに対し、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十条の規定により隊員に支給される食事を適正な対価で支給することができる。

2 (略)

附則

1 この法律は防衛庁設置法施行の日から施行する。

る。

2 前項の規定に基づき内閣総理大臣が内閣府令を定める場合には、あらかじめ財務大臣と協議するものとする。

(食事の支給)

第二百六条の二 自衛隊の周知宣伝のため必要があると認めるときは、隊員以外の者で自衛隊を視察し、又は見学するものに対し、防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十条の規定により隊員に支給される食事を適正な対価で支給することができる。

2 (略)

附則

1 この法律は防衛庁設置法施行の日から施行する。但し、附則第二項及び附則第十七項の規定は公布の日から施行する。

2 保安庁の長官官房若しくは各局、第一幕僚監部若しくは第二幕僚監部、保安研修所、保安大学校、技術研究所又は第一幕僚長若しくは第二幕僚長の監督を受ける部隊若しくは機関に勤務する職員は、この法律の施行（前項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）前においても、この法律の定めるところにより、服務の宣誓を行うことができる。

3 前項の職員で、同項の規定によりあらかじめ服務の宣誓を行ったものは、別に辞令を発せられない限り、それぞれ相当の防衛庁の長官官房若しくは各局、陸上幕僚監部若しくは海上幕僚監部、防衛研修所、防衛大学校、技術研究所又は陸上幕僚長若しくは海上幕僚長の監督を受ける部隊若しくは機関の相当の職員となるものとする。

4 保安庁の保安官又は警備官で前項の規定により自衛官となる

ものの階級は、別に辞令を発せられない限り、従前の保安官又は警備官の階級に相当するこの法律に規定する階級とする。

5 前二項の規定により自衛官その他の隊員となつた者に対し、従前の規定に基いてなされた任用上の決定その他の手続は、この法律の相当規定に基いてなされたものとみなす。

6 附則第四項の規定により陸士長、一等陸士又は二等陸士たる自衛官となつた者についての任用期間は、第三十六条第一項の規定にかかわらず、二年とし、その者が警察予備隊の警察官又は保安庁の保安官として採用された日（旧警察予備隊令施行令（昭和二十五年政令第二百七十一号）第五条第二項又は旧保安庁法（昭和二十七年法律第二百六十五号）以下「旧法」という。）第三十三条第三項の規定により引き続き任用されている者にあつては、引き続き任用された日）から起算するものとする。

7 この法律の施行の日前において、従前の規定によりその意に反して免職され、又は懲戒処分によつて免職された者は、すでに従前の規定により保安庁長官に対して審査の請求をしている場合を除き、政令で定めるところにより、長官に対して、その審査を請求することができる。第四十九条第二項及び第三項の規定は、この場合において長官のとるべき措置について準用する。

8 この法律の施行の際、現に保安庁の公正審査会に係属している事案は、第四十九条第四項に規定する防衛庁の公正審査会に係属しているものとみなす。

9 この法律の施行の際、現に旧法第七十七条第一項各号に掲げる犯罪について、同法同条同項に規定する部内の秩序維持の職

- 2| 防衛大臣又はその委任を受けた者は、当分の間、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊が自衛隊と隣接して所在する場合において他から入手するみちがないと認めるときは、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、防衛省令で定めるところにより、これに対し、自衛隊のために設けられている施設による給水その他防衛省令で定める役務を適正な対価で提供することができる。
- 3| 前項の規定に基づき防衛大臣が防衛省令を定める場合には、あらかじめ財務大臣と協議するものとする。
- 4| 自衛隊は、当分の間、防衛大臣の命を受け、陸上において発
- 10| 第九十六条第一項に規定する部内の秩序維持の職務に専従する自衛官は、同項各号に掲げる犯罪のほか、政令で定めるところにより、旧法第七十七条第一項各号に掲げる犯罪についても、この法律第九十六条第二項の規定の例により、刑事訴訟法の規定による司法警察職員としての職務を行うことができる。
- 11| 警察法（昭和二十九年法律第六十二号）の施行の日の前日までの間は、第八十九条、第九十二条、第九十三条第一項及び第三項、第九十四条第一項並びに第九十六条第三項中「警察官職務執行法」とあるのは「警察官等職務執行法」と、第九十七条第二項中「警察庁及び都道府県警察」とあるのは「国家地方警察及び自治体警察」と、同条第三項中「都道府県警察」とあるのは「自治体警察」と読み替えるものとする。
- 12| 内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、当分の間、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊が自衛隊と隣接して所在する場合において他から入手するみちがないと認めるときは、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、内閣府令で定めるところにより、これに対し、自衛隊のために設けられている施設による給水その他内閣府令で定める役務を適正な対価で提供することができる。
- 13| 前項の規定に基づき内閣総理大臣が内閣府令を定める場合には、あらかじめ財務大臣と協議するものとする。
- 14| 自衛隊は、当分の間、長官の命を受け、陸上において発見さ

見された不発弾その他の火薬類の除去及び処理を行うことができる。

5| 第一百一条の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社」とあるのは「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項に規定する新会社」と、「及び西日本電信電話株式会社」とあるのは「西日本電信電話株式会社及び日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律（平成九年法律第九十八号。以下この項において「改正法」という。）による改正前の日本電信電話株式会社法（昭和五十九年法律第八十五号）第一条第二項の規定により日本電信電話株式会社が営んでいた国内電気通信業務のうち改正法附則第二条第二項の規定により国が引き継がせるものとされた業務を改正法附則第七条の定めるところにより承継して営んでいる法人（当該法人が合併により消滅したときは、当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人）」とする。

6| 第二条の規定の適用については、平成二十年五月十六日までの間、同条第一項中「第四条第二十四号又は第二十五号に掲げる事務」とあるのは、「第四条第二十四号に掲げる事務又は同条第二十五号に掲げる事務若しくは駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の規定による特別給付金に関する事務」とする。

。れた不発弾その他の火薬類の除去及び処理を行うことができる。

15| 第一百一条の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社」とあるのは「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項に規定する新会社」と、「及び西日本電信電話株式会社」とあるのは「西日本電信電話株式会社及び日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律（平成九年法律第九十八号。以下この項において「改正法」という。）による改正前の日本電信電話株式会社法（昭和五十九年法律第八十五号）第一条第二項の規定により日本電信電話株式会社が営んでいた国内電気通信業務のうち改正法附則第二条第二項の規定により国が引き継がせるものとされた業務を改正法附則第七条の定めるところにより承継して営んでいる法人（当該法人が合併により消滅したときは、当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人）」とする。

16| 第二条の規定の適用については、平成二十年五月十六日までの間、同条第一項中「第五条第二十四号又は第二十五号に掲げる事務」とあるのは、「第五条第二十四号に掲げる事務又は同条第二十五号に掲げる事務若しくは駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の規定による特別給付金に関する事務」とする。

7 | 防衛大臣又はその委任を受けた者は、第三条第二項に規定する活動として、次の各号に掲げる法律が効力を有する間、それぞれ、当該法律の定めるところにより、当該各号に定める物品の提供を実施することができる。

一 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法（平成十三年法律第百十三号） 協力支援活動としての物品の提供

8 | 二 イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（平成十五年法律第百三十七号） 対応措置としての物品の提供

防衛大臣は、第三条第二項に規定する活動として、次の各号に掲げる法律が効力を有する間、それぞれ、当該法律の定めるところにより、当該各号に定める活動を行わせることができる。

一 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法 防衛省本省の機関又は部隊等による協力支援活動としての役務の提供並びに部隊等による搜索救助活動及び被災民救援活動

二 イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法 部隊等による対応措置としての役

務の提供

9

次の各号に掲げる活動の実施を命ぜられた部隊等の自衛官は、それぞれ、自己又は当該各号に定める者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、当該活動について定める法律の定めるところにより、武器を使用することができる。

- 一 前項第一号に定める活動 自己と共に現場に所在する他の隊員又はその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者
- 二 前項第二号に定める活動 自己と共に現場に所在する他の隊員、当該職務に従事する内閣府本府の職員又は当該職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者

17

内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法（平成十三年法律第百十三号）がその効力を有する間、同法の定めるところにより、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、協力支援活動としての物品の提供を実施することができる。

18

長官は、平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法がその効力を有する間、同法の定めるところにより、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、防衛庁本庁の機関及び部隊等に協力支援活動としての役務の提供を、部

10) この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、
、
なお、従前の例による。

隊等に捜索救助活動又は被災民救援活動を行わせることができる。

19) 内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（平成十五年法律第三百三十七号）がその効力を有する間、同法の定めるところにより、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、対応措置としての物品の提供を実施することができる。

20) 長官は、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法がその効力を有する間、同法の定めるところにより、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、対応措置としての役務の提供を行わせることができる。

21) この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、
、
なお、従前の例による。

22) 保安庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。
(略)

23) この法律の施行の際、附則第三項及び附則第四項の規定により自衛官その他の隊員となる者の級若しくは職務の級又は号俸は、それぞれ改正前の保安庁職員給与法（以下「改正前の給与法」という。）の規定によりその者が属している級若しくは職務の級又はその者が受けている号俸に対応する級若しくは職務の級又は号俸とする。この場合において、その者が従前受けていた俸給月額又は俸給日額が新たにその者が属することとなつた級若しくは職務の級又は階級における俸給の幅の最高号俸に

よる額をこえている場合においては、それぞれその額をもつてその者の俸給月額又は俸給日額とする。

24 附則第四項の規定により陸士長、一等陸士若しくは二等陸士又は一等陸曹、二等陸曹若しくは三等陸曹となつた者で、左の各号の一に該当するものに対する退職手当の支給については、なお、従前の例による。

一 昭和二十七年八月一日から昭和二十七年十月十四日までの間においてその任用期間が経過し、一等警察士補、二等警察士補又は三等警察士補である警察予備隊の警察官（以下「警察士補」という。）として引き続いて任用された者

二 旧法附則第十五項及び旧法附則第十六項の規定により昭和二十七年十二月においてその任用期間が経過し、一等保安士補、二等保安士補又は三等保安士補である保安庁の保安官（以下「保安士補」という。）として引き続いて任用された者

三 昭和二十七年七月一日から昭和二十七年十月十四日までの間において警査長以下の警察予備隊の警察官として任用された者

四 保査長以下の保安庁の保安官（以下「保査長等」という。）として任用された者

25 改正後の防衛庁職員給与法（以下「改正後の給与法」という。）。第二十八条第三項の規定は、附則第四項の規定により海士長、一等海士、二等海士又は三等海士となつた自衛官で、左の各号に掲げるものがそれぞれ当該各号に定める日から起算して二年の期間が経過する前において、公務上死亡し、又は公務上の傷い疾病に因りその職に堪えないで退職した場合について準用する。

11| 隊員に係る公務上の災害に対する防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）第二条の規定による改正前の附則第二十二項の規定による改正前の保安庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十七条の規定（船員法第一条に規定する船員である隊員にあつては、労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律（昭和二十二年法律第六十七号）の規定）による補償又はこれ

一 警査長以下の保安庁の警備官として任用された者にあつては、任用の日

26| 二 旧法附則第九項の規定により警査長以下の保安庁の警備官となつた者にあつては、昭和二十七年八月一日

この法律の公布の日から施行の日の前日までの間に退職する保査長等又は保安士補で保査長等から昇任した者に対しては、改正前の給与法第二十八条第一項及び第七項並びに国家公務員等退職手当暫定措置法の規定にかかわらず、その退職の日における俸給日額にその保査長等（警査長以下の警察予備隊の警察官を含む。）としての勤続期間一月につき五日の割合で計算した日数と保安士補（警察士補を含む。）としての勤続期間一月につき二・五日の割合で計算した日数との合計日数を乗じて得た額を支給する。この場合における勤続期間は、月によつて計算するものとし、保査長等から保安士補に昇任した日の属する月は、昇任前の階級に属するものとする。

27| 前三項の規定及び改正前の給与法第二十八条の規定に基いて支給された退職手当の額の計算の基礎となつた在職期間は、国家公務員等退職手当暫定措置法第七条の勤続期間の計算については、その期間から除算する。

28| 隊員に係る公務上の災害に対する改正前の給与法第二十七条の規定（船員法第一条に規定する船員である隊員にあつては、労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律（昭和二十二年法律第六十七号）の規定）による補償又はこれに相当する給与若しくは給付で、この法律の施行前において支給すべき事由の生じたものの支給については、なお従前の例による。但し、これらの法律の規定に基いて国が支

に相当する給与若しくは給付で、この法律の施行前において支給すべき事由の生じたものの支給については、なお従前の例による。ただし、これらの法律の規定に基づいて国が支給する隊員に係る公務上の災害に対する補償又はこれに相当する給与若しくは給付の支給について異議のある者は、防衛大臣に対して、審査を請求することができる。

12| 防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第二十四条、第二十六条及び第二十七条の規定は、前項の場合について準用する。

13| この法律の施行前に給与事由の生じた恩給については、防衛庁設置法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の附則第三十項の規定による改正後の恩給法（大正十二年法律第

給する隊員に係る公務上の災害に対する補償又はこれに相当する給与若しくは給付の支給について異議のある者は、長官に対して、審査を請求することができる。

29| 改正後の給与法第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第二十四条から第二十七条までの規定は、前項の場合について準用する。

30| 恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。
(略)

31| 国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。
(略)

32| 国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の一部を次のように改正する。
(略)

33| 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。
(略)

34| この法律の施行前に給与事由の生じた恩給については、改正後の恩給法第二十条第二項第二号及び第六号から第八号まで、第二十三条第五号から第七号まで並びに第五十九条ノ三第三号

四十八号) 第二十条第二項第二号及び第六号から第八号まで、第二十三条第五号から第七号まで並びに第五十九条ノ三第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

14) この附則に定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

35) この附則に定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

改正案	現行
<p>（内閣総理大臣の諮問等）</p> <p>第二条 内閣総理大臣は、次の事項については、会議に諮らなければならぬ。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 内閣総理大臣が必要と認める周辺事態への対処に関する重要事項</p> <p>七 内閣総理大臣が必要と認める自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）<u>第三条第二項第二号の自衛隊の活動に関する重要事項</u></p> <p>八 その他内閣総理大臣が必要と認める国防に関する重要事項</p> <p>九 内閣総理大臣が必要と認める重大緊急事態（武力攻撃事態等、周辺事態及び前二号の規定によりこれらの規定に掲げる重要事項としてその対処措置につき諮るべき事態以外の緊急事態であつて、我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるものうち、通常の緊急事態対処体制によつては適切に対処することが困難な事態をいう。以下同じ。）への対処に関する重要事項</p> <p>2 （略）</p> <p>（議員）</p> <p>第五条 議員は、次に掲げる者をもつて充てる。</p> <p>一～六 （略）</p>	<p>（内閣総理大臣の諮問等）</p> <p>第二条 内閣総理大臣は、次の事項については、会議に諮らなければならぬ。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 内閣総理大臣が必要と認める国防に関する重要事項</p> <p>七 内閣総理大臣が必要と認める重大緊急事態（武力攻撃事態等及び前号の規定により国防に関する重要事項としてその対処措置につき諮るべき事態以外の緊急事態であつて、我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるものうち、通常の緊急事態対処体制によつては適切に対処することが困難な事態をいう。以下同じ。）への対処に関する重要事項</p> <p>2 （略）</p> <p>（議員）</p> <p>第五条 議員は、次に掲げる者をもつて充てる。</p> <p>一～六 （略）</p>

- 七| 防衛大臣
- 八| 内閣官房長官
- 九| 国家公安委員会委員長

2 (略)

3 議長は、前二項の規定にかかわらず、第二条第一項第四号から第九号までに掲げる事項（同項第七号及び第八号に掲げる事項については、その対処措置につき諮るべき事態に係るものに限る。第八条第二項において同じ。）に関し、事態の分析及び評価について特に集中して審議する必要があると認める場合は、第一項第一号、第三号及び第六号から第九号までに掲げる議員によつて事案について審議を行うことができる。ただし、その他の同項又は前項に規定する議員を審議に参加させるべき特別の必要があると認めるときは、これらの議員を、臨時に当該審議に参加させることを妨げない。

第八条 (略)

2 委員会は、第二条第一項第四号から第九号までに掲げる事項の審議及びこれらの事項に係る同条第二項の意見具申を迅速かつ的確に実施するため、必要な事項に関する調査及び分析を行い、その結果に基づき、会議に進言する。

3 (略)

- 七| 内閣官房長官
- 八| 国家公安委員会委員長
- 九| 防衛庁長官

2 (略)

3 議長は、前二項の規定にかかわらず、第二条第一項第四号から第七号までに掲げる事項（同項第六号に掲げる事項については、その対処措置につき諮るべき事態に係るものに限る。第八条第二項において同じ。）に関し、事態の分析及び評価について特に集中して審議する必要があると認める場合は、第一項第一号、第三号及び第六号から第九号までに掲げる議員によつて事案について審議を行うことができる。ただし、その他の同項又は前項に規定する議員を審議に参加させるべき特別の必要があると認めるときは、これらの議員を、臨時に当該審議に参加させることを妨げない。

第八条 (略)

2 委員会は、第二条第一項第四号から第七号までに掲げる事項の審議及びこれらの事項に係る同条第二項の意見具申を迅速かつ的確に実施するため、必要な事項に関する調査及び分析を行い、その結果に基づき、会議に進言する。

3 (略)